

第5期第2回横浜市子ども・子育て会議〔放課後部会〕

日時：令和3年3月1日（月）
開催方法：書面

次 第

議題

放課後キッズクラブ事業について

【送付資料】

- 資料1 横浜市子ども・子育て会議 放課後部会委員名簿
- 資料2 横浜市子ども・子育て会議 放課後部会事務局名簿
- 資料3 横浜市子ども・子育て会議条例
- 資料4 横浜市子ども・子育て会議運営要綱
- 資料5 放課後児童健全育成事業について
- 資料5－2 放課後児童健全育成事業について 補足説明資料
- 資料6 意見書
- 別紙1 放課後キッズクラブ事業の見直しについて
(令和2年12月17日 法人連絡会資料)
- 別紙2 放課後キッズクラブ事業の見直し よくある問い合わせ一覧
(令和3年2月4日 法人連絡会資料)
- 別紙3 令和3年度予算概要 抜粋

横浜市子ども・子育て会議 放課後部会 委員名簿

◎:部会長 ○:職務代理者
 【敬称略 50音順(委員及び臨時委員ごと)】

| | 所 属 ・ 役 職 等 | 委 員 | 備 考 |
|---|----------------------------------|----------------------|------|
| 1 | 文教大学人間科学部 准教授 | ○ あおやま てっぺい 青山 鉄兵 | |
| 2 | 千葉敬愛短期大学 学長 | ◎ あかし よういち 明石 要一 | |
| 3 | 横浜市PTA連絡協議会 副会長 | いづか のぼる 飯塚 昇 | |
| 4 | 市民委員 | いけだ ひろひさ 池田 浩久 | |
| 5 | 横浜市青少年指導員連絡協議会 委員 | へんみ しんいち 辺見 伸一 | |
| 6 | 横浜市民生委員児童委員協議会 栄区主任児童委員連絡会 代表 | みやざき りょうこ 宮崎 良子 | |
| 7 | 横浜市小学校長会 副会長 | おがた かつゆき 緒方 克行 | 臨時委員 |
| 8 | 横浜市子ども会連絡協議会 会長 | まつもと ゆたか 松本 豊 | 臨時委員 |
| 9 | 横浜障害児を守る連絡協議会 副会長 | みやなが ちえこ 宮永 千恵子 | 臨時委員 |

※任期は令和4年10月31日まで

横浜市子ども・子育て会議 放課後部会 事務局名簿

| 所 属 | 氏 名 |
|--------------|-----------|
| こども青少年局 | |
| 青少年部長 | 遠 藤 寛 子 |
| 放課後児童育成課長 | 松 原 実 千 代 |
| 放課後児童育成課担当係長 | 大 岩 真 人 |
| 放課後児童育成課担当係長 | 北 川 博 之 |
| 放課後児童育成課担当係長 | 唐 澤 英 和 |
| 放課後児童育成課担当係長 | 田 邊 吉 広 |
| 企画調整課長 | 谷 口 千 尋 |
| 企画調整課企画調整係長 | 三 堀 浩 平 |
| 青少年育成課長 | 金 子 利 恵 |
| 青少年育成課担当係長 | 富 田 倫 子 |
| 教育委員会事務局 | |
| 教育政策推進課 担当課長 | 石 田 恵 実 子 |
| 教育政策推進課 担当係長 | 大 濱 隼 |

(平成 27 年 4 月 1 日施行版)

横浜市子ども・子育て会議条例

(設置)

第 1 条 子ども・子育て支援法(平成 24 年法律第 65 号。以下「支援法」という。)第 77 条第 1 項、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成 18 年法律第 77 号。以下「認定こども園法」という。)第 25 条等の規定に基づき、横浜市子ども・子育て会議(以下「子育て会議」という。)を置く。

(所掌事務)

第 2 条 子ども・子育て会議は、次に掲げる事務を行うものとする。

- (1) 支援法第 77 条第 1 項各号に掲げる事務を処理すること。
 - (2) 認定こども園法第 17 条第 3 項、第 21 条第 2 項及び第 22 条第 2 項並びに横浜市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営の基準に関する条例(平成 26 年 9 月横浜市条例第 46 号)第 4 条の規定によりその権限に属させられた事項を調査審議すること。
 - (3) その他支援法第 6 条第 1 項に規定する子ども等に係る施策に関し市長が必要と認める事項を調査審議すること。
- 2 支援法第 61 条第 1 項の規定に基づく市町村子ども・子育て支援事業計画は、次世代育成支援対策推進法(平成 15 年法律第 120 号)第 8 条第 1 項の規定に基づく市町村行動計画と一体のものとして策定し、及び評価するため、子育て会議は、当該市町村行動計画の策定及び当該市町村行動計画の実施状況に係る評価についての調査審議を併せて行うものとする。

(組織)

第 3 条 子ども・子育て会議は、委員 20 人以内をもって組織する。

- 2 委員は、支援法第 7 条第 1 項に規定する子ども・子育て支援に関し学識経験のある者その他市長が必要と認める者のうちから、市長が任命する。

(委員の任期)

第 4 条 委員の任期は、2 年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 委員は、再任されることができる。

(臨時委員)

第 5 条 市長は、子育て会議に特別の事項を調査審議させるため必要があると認めるときは、臨時委員若干人を置くことができる。

- 2 臨時委員は、市長が必要と認める者のうちから市長が任命する。
- 3 臨時委員の任期は、当該特別の事項に関する調査審議が終了したときまでとする。

(委員長及び副委員長)

第 6 条 子ども・子育て会議に委員長及び副委員長 1 人を置く。

- 2 委員長及び副委員長は、委員の互選によって定める。
- 3 委員長は、子育て会議を代表し、会務を総理し、会議の議長となる。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 7 条 子ども・子育て会議の会議は、委員長が招集する。ただし、委員長及び副委員長が選出されていないときは、市長が行う。

- 2 子ども・子育て会議は、委員の半数以上の出席がなければ会議を開くことができない。

- 3 子育て会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(部会)

第 8 条 子育て会議に、部会を置くことができる。

- 2 部会は、委員長が指名する委員又は臨時委員をもって組織する。
- 3 部会に部会長を置き、委員長が指名する。
- 4 部会長に事故があるとき、又は部会長が欠けたときは、委員長の指名する部会の委員が、その職務を代理する。
- 5 第 6 条第 3 項の規定は部会長の職務について、前条(第 1 項ただし書を除く。)の規定は部会の会議について、それぞれ準用する。この場合において、第 6 条第 3 項並びに前条第 1 項本文及び第 3 項中「委員長」とあるのは「部会長」と、第 6 条第 3 項及び前条中「子育て会議」とあるのは「部会」と、同条第 2 項及び第 3 項中「委員」とあるのは「部会の委員」と読み替えるものとする。

(関係者の出席等)

第 9 条 委員長又は部会長は、それぞれ子育て会議又は部会において必要があると認めるときは、関係者の出席を求めてその意見若しくは説明を聴き、又は関係者から必要な資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第 10 条 子育て会議の庶務は、こども青少年局において処理する。

(委任)

第 11 条 この条例に定めるもののほか、子育て会議の運営に関し必要な事項は、委員長が子育て会議に諮って定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。
- (委員の任期の特例)
- 2 第 3 条第 2 項の規定により平成 27 年 4 月 1 日に任命される委員の任期は、第 4 条第 1 項本文の規定にかかわらず、同日から平成 28 年 10 月 31 日までとする。

附 則 (平成 26 年 9 月条例第 59 号)

(施行期日)

- 1 この条例は、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律(平成 24 年法律第 66 号)の施行の日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

- 2 横浜市子ども・子育て会議条例第 1 条に規定する子育て会議は、この条例の施行の日前においても、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律による改正後の就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成 18 年法律第 77 号)第 17 条第 3 項の規定によりその権限に属させられる事項について、この条例による改正後の横浜市子ども・子育て会議条例の規定の例により、調査審議することができる。

附 則 (平成 27 年 2 月条例第 12 号)

(施行期日)

- 1 この条例は、子ども・子育て支援法(平成 24 年法律第 65 号)の施行の日から施行する。ただし、附則を附則第 1 項とし、同項に見出しを付し、附則に 1 項を加える改正規定は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

横浜市子ども・子育て会議運営要綱

制定 平成 27 年 3 月 5 日 こ企第1019号（局長決裁）
最近改正 平成 30 年 8 月 1 日 こ企第142号（局長決裁）

（趣旨）

第1条 この要綱は、横浜市子ども・子育て会議条例（平成 25 年 3 月横浜市条例第 18 号。以下「条例」という。）に基づき設置される、横浜市子ども・子育て会議（以下「子育て会議」という。）の組織、運営その他必要な事項について定めるものとする。

（部会）

第2条 子育て会議は、条例第 8 条に基づき次の左欄に掲げる部会を置き、右欄に掲げる事項を調査審議する。

| 部会の名称 | 調査審議事項 |
|---------|---|
| 子育て部会 | 1 横浜市子ども・子育て支援事業計画の調査審議に関すること（条例第 2 条第 1 項第 1 号及び第 2 条第 2 項関係） |
| 保育・教育部会 | 1 横浜市子ども・子育て支援事業計画の調査審議に関すること（条例第 2 条第 1 項第 1 号及び第 2 条第 2 項関係） 2 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の確認及び利用定員の設定に関すること（条例第 2 条第 1 項第 1 号関係） 3 幼保連携型認定こども園の認可等に関すること（条例第 2 条第 1 項第 2 号関係） 4 幼保連携型認定こども園の整備費補助対象の審査に関すること（条例第 2 条第 1 項第 3 号関係） 5 幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定に関すること（条例第 2 条第 1 項第 3 号関係） 6 幼稚園・認定こども園預かり保育事業の認定先の審査に関すること（条例第 2 条第 1 項第 3 号関係） 7 幼稚園 2 歳児受入れ推進事業実施園の審査に関すること（条例第 2 条第 1 項第 3 号関係） 8 子ども・子育て支援法に係る支給認定、利用者負担額等に関すること（条例第 2 条第 1 項第 3 号関係） |
| 放課後部会 | 1 横浜市子ども・子育て支援事業計画の調査審議に関すること（条例第 2 条第 1 項第 1 号及び第 2 条第 2 項関係） |
| 青少年部会 | 1 横浜市子ども・子育て支援事業計画の調査審議に関すること（条例第 2 条第 1 項第 1 号及び第 2 条第 2 項関係） |

2 部会は、必要に応じ部会長が招集する。

3 保育・教育部会における次の事項の決定は、子育て会議の決定とみなす。ただし、次回の子育て会議に報告しなければならない。

- (1) 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用定員の設定に関すること（条例第 2 条第 1 項第 1 号関係）
- (2) 幼保連携型認定こども園の認可等に関すること（条例第 2 条第 1 項第 2 号関係）
- (3) 幼保連携型認定こども園の整備費補助対象の審査に関すること（条例第 2 条第 1

項第3号関係)

- (4) 幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定に関する事(条例第2条第1項第3号関係)
- (5) 幼稚園・認定こども園預かり保育事業の認定先の審査に関する事(条例第2条第1項第3号関係)
- (6) 幼稚園2歳児受け入れ推進事業実施園の審査に関する事(条例第2条第1項第3号関係)

(委員長又は部会長の専決事項)

第3条 委員長は、軽易又は急施を要する事項で、子育て会議を招集する暇がないときは、これを専決できる。ただし、次の子育て会議に報告しなければならない。

- 2 第1項の規定は、第2条第3項について、部会長に準用する。この場合において、第1項中「委員長」とあるのは「部会長」と、第1項中「子育て会議」とあるのは「部会の会議」と読み替えるものとする。

(会議の公開)

第4条 横浜市の保有する情報の公開に関する条例(平成12年2月横浜市条例第1号)第31条の規定により、子育て会議(部会の会議を含む。)については、一般に公開するものとする。ただし、委員の承諾があれば、会議の一部又は全部を非公開とすることができる。

(意見の聴取等)

第5条 委員長は、子育て会議の運営上必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その意見又は説明を聴くほか、資料の提出その他必要な協力を求めることができる。

- 2 第1項の規定は、部会長に準用する。この場合において、第1項中「委員長」とあるのは「部会長」と、第1項中「子育て会議」とあるのは「部会の会議」と読み替えるものとする。

(守秘義務)

第6条 委員及び臨時委員は、職務上知り得た秘密をもらしてはならない。その身分を失った後も同様とする。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、運営に必要な事項は、委員長が子育て会議に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年11月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年8月1日から施行する。

放課後児童健全育成事業について

令和3年3月1日 子ども・子育て会議 放課後部会

内容

- 1 放課後キッズクラブ事業の見直しについて
- 2 令和3年度の検討の進め方について
- 3 令和3年度予算案について
 - (1)事業の質の向上に向けた取組み
 - (2)新規

1 放課後キッズクラブ事業の見直しについて

令和3年度の見直しの全体像

| 利用区分 | わくわく区分 【区分1】 | すくすく区分【区分2】 | |
|------------------|---|-----------------------|----------------|
| | | 《新区分》 ゆうやけ【A】 | ほしぞら【B】 |
| 利用目的 | 遊びの場 | 遊びの場+生活の場 | |
| 登録条件 | 当該校に通学している児童及び 当該校区に居住している児童 | 留守家庭児童等であること | |
| 平日の 利用時間 | 放課後～ <u>原則午後4時まで</u> ※ (コロナや猛暑等の状況下では利用休止) | 放課後～ <u>午後5時まで</u> | 放課後～午後7時まで |
| 土曜・長期休 業の利用時間 | ①土曜日:原則実施なし※ ②長期休業日:2時間程度 | <u>午前8時30分～午後5時まで</u> | 午前8時30分～午後7時まで |
| 利用料 | 無料 | <u>月額2,000円+おやつ代</u> | 月額5,000円+おやつ代 |
| スポット利用 | 800円+おやつ代 | <u>400円</u> | - |
| 保険加入料 | 800円以内(クラブにより異なります) | | |

※プログラム実施時など、例外あり

(下線が令和3年度から変更となる部分です)

1 放課後キッズクラブ事業の見直しについて

見直しの主な経過

| 時期 | 内容 |
|---|--|
| 令和2年2月7日 | 法人連絡会(キッズクラブの見直しに取り組むことを説明) |
| (新型コロナの影響により3月に予定していた放課後部会を延期、6月の法人連絡会中止) | |
| 7月16日 | 放課後部会開催(キッズの現状、見直しの必要性、検討の視点) |
| 9月7日 | 放課後部会開催(見直しの方向性の検討) |
| 9月10日 | 放課後キッズクラブ運営法人・各クラブへ情報提供 横浜市会 常任委員会にて報告 |
| 9月14日以降 | 各区キッズクラブ連絡会にて説明 |
| 10月 | 運営法人・利用者・学校向け「見直しの方向性に関するアンケート」の実施 |
| 10月26日 | 放課後部会開催(見直しの方向性の検討) |
| 12月11日 | 放課後部会開催(見直しの方向性 まとめ) |
| 12月15日 | 横浜市会 常任委員会にて報告 |
| 12月17日 | 法人連絡会(見直しについて説明) 別紙1 参照 |
| 12月下旬 | 保護者への周知 |
| 令和3年2月1日 | 法人連絡会(令和3年度予算案、見直しに関するよくある問合せについて説明) 別紙2 参照 |

4年度に向けた取組みについて

4年度に向けて計画的に、着実に放課後事業の質の向上に向けた取組みを進めていくことができるよう、引き続き、定期的に「子ども・子育て会議 放課後部会」を開催し、議論を進めていきます。

具体的な検討にあたっては検討会を設け、関係者の方々に助言を求めながら、検討していきます。

なお、キッズクラブの他、児童クラブにも共通する事項については、同時に検討を進めていきます。

2 令和3年度の検討の進め方について

検討会について(案)

検討会の運営等は要綱により規定します。

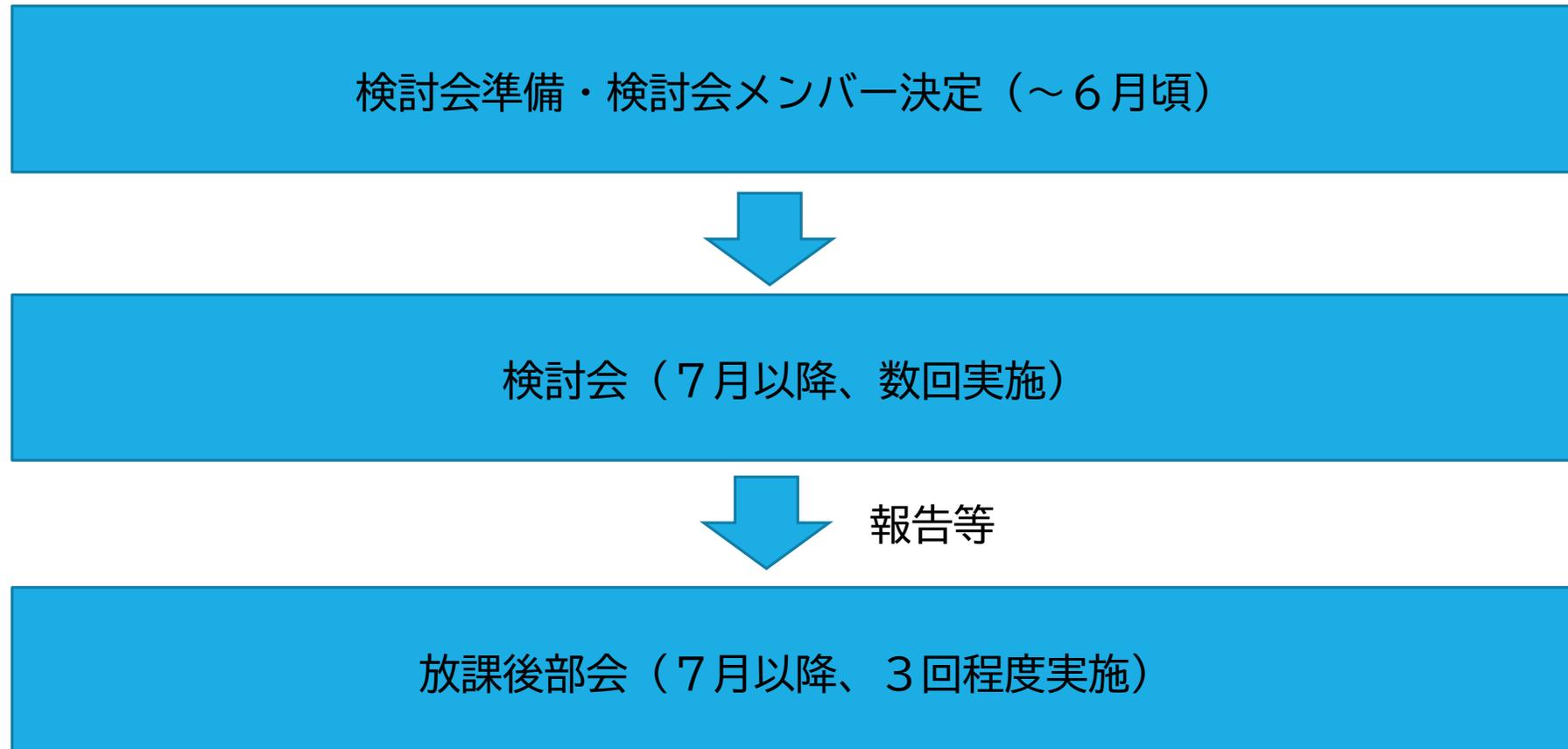
| | 検討事項 | 事業 | メンバー(想定) |
|---|--|-----------------|---|
| 1 | <ul style="list-style-type: none">・放課後児童育成施策の推進にあたっての基本的な考え方の改訂・人材育成、人材確保策の強化・地域立ち上げ法人、運営委員会形式クラブの支援・事務の効率化 等 | キッズクラブ 児童クラブ | 放課後部会委員 2名 キッズクラブ関係者 2～4名 児童クラブ関係者 2名 市職員 2名 |
| 2 | <ul style="list-style-type: none">・生活の場、遊びの場の充実・プログラムの考え方の整理・高学年の居場所の検討・保護者の参画の検討・その他ニーズの検討 | キッズクラブ | 放課後部会委員 2名 キッズクラブ関係者 2～4名 市職員 2名 |

※補助制度については上記検討内容を踏まえて予算の中で別途検討

↑
キッズクラブ及び児童クラブ関係者は公募により選出予定

2 令和3年度の検討の進め方について

検討のイメージ・時期（案）



3 令和3年度予算案について

令和3年度予算概要

別紙3 参照

| 基本施策② | | 事業内容 | |
|----------|-----------------|--|--|
| 6 | 放課後の居場所 | <p>全ての児童を対象とした「放課後キッズクラブ」や、留守家庭児童等を対象とした「放課後児童クラブ」への運営支援を行います。また、全ての子どもたちにとって一層安全で豊かな放課後の居場所となるよう、引き続き、放課後施策の質の向上に向けた検討に取り組みます。さらに、利用料の保護者負担を一部軽減するほか、感染症対策に関する職員配置の費用を支援します。</p> <p>特別支援学校における「はまっ子ふれあいスクール」の実施や、公園の一部を「子どもの創造力を生かした自由な遊び場」として活用するプレイパークの活動を引き続き実施します。</p> | |
| 本年度 | 千円 9,413,647 | | |
| 前年度 | 8,830,475 | | |
| 差引 | 583,172 | | |
| 本年度の財源内訳 | 国 | 2,599,555 | <p>1 放課後キッズクラブ事業<拡充> 【特集3】 64億4,464万円 学校施設等を活用し、全ての子どもを対象とした「遊びの場」と留守家庭児童を対象とした「生活の場」を兼ね備えた、安全・安心な放課後の居場所を提供するとともに、児童の健全な育成を行います。</p> <p><u>利用者のニーズや新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ、区分々の中に短時間利用の料金設定とする「新区分」を創設します。</u>あわせて、<u>利用料の保護者負担軽減の対象を、就学援助世帯まで拡大します。</u></p> <p>また、<u>感染症対策として、消毒等の補助業務を行うための職員配置の費用を支援します。</u></p> <p>○ 運営か所数 339か所（小学校統合により1か所減）</p> |
| | 県 | 2,238,911 | |
| | その他 | 838 | |
| | 市費 | 4,574,343 | |
| | | <p>2 放課後児童クラブ事業<拡充> 【特集3】 28億5,325万円 地域の理解と協力のもと、保護者の就労等により留守家庭となる、児童の遊び及び生活を通じた健全育成を行います。また、<u>補助対象となる各クラブの保護者負担軽減の対象を、就学援助世帯まで拡大します。</u></p> <p>また、<u>感染症対策として、消毒等の補助業務を行うための職員配置の費用を支援します。</u>さらに、<u>業務のICT化を推進するために機器の導入等の経費を補助します。</u></p> <p>○ 運営か所数 231か所（新規3か所、継続228か所）</p> | |
| | | <p>3 特別支援学校はまっ子ふれあいスクール事業 8,317万円 一部の特別支援学校に設置されているはまっ子ふれあいスクールにおいて、学校施設を活用し、遊びを通じた異年齢児間の交流を促進することにより、児童の健全な成長を支援します。</p> <p>○ 運営か所数 5か所</p> | |
| | | <p>4 人材確保支援・人材育成事業<拡充> ※予算額は1～3に含む</p> <p>(1) 人材確保支援 事業所における人材確保支援のため、引き続き放課後児童健全育成事業の認知度向上を図るとともに、各事業所の求人情報の集約及び提供を行います。</p> <p>(2) 人材育成研修<拡充> <u>職員の資質やスキルの維持・向上を図るため、必要な知識や技術の習得をテーマとした講座や、ニーズに応じた実務的な講座など、様々な研修を充実させます。</u></p> | |
| | | <p>5 プレイパーク支援事業 ※環境創造局との共管事業 3,259万円 地域主体で、公園の一部を「子どもの自由な遊び場」として活用する、プレイパークの活動を支援します。</p> <p>○ 実施団体数 25団体</p> | |



【放課後キッズクラブの活動】

3 令和3年度予算案について

2事業（キッズクラブ、児童クラブ）の予算額

| 事業名 | | 放課後キッズクラブ | 放課後児童クラブ | | |
|----------------------------|-----------|---|----------------------------|-----------|-----------|
| 予算額 | | 6,444,637 千円 | 2,853,246 千円 | | |
| 1か所あたり 基本予算額 ※他に加算あり | | 9,944~10,466 千円 | | 土曜開所 | 土曜閉所 |
| | | | 小規模 | 4,707 千円 | 3,870 千円 |
| | | | 標準 | 5,664 千円 | 4,837 千円 |
| | | | 大規模1 | 8,246 千円 | 6,698 千円 |
| | | | 大規模2 | 12,819 千円 | 10,497 千円 |
| | | | 大規模3 | 17,392 千円 | 14,296 千円 |
| 参 考 | 運営か 所数 | 339 か所 (小学校統合により1か所減) | 新規3か所、継続 228 か所 (見込み) | | |
| | 登録児 童数 | 登録児童数 62,505 人 登録率 35.4% (R2.4 月現在) | 登録児童数 9,607 人 (R2.4 現在) | | |

(1) 事業の質の向上に向けた取組み

①職員向け研修の拡充

事業の質の向上の観点から、職員の資質やスキルの維持・向上を図るため、必要な知識や技術の習得をテーマとした講座や、ニーズ等に応じた実務的な講座など、様々な研修を充実させます。

また、新型コロナウイルス感染症の影響も踏まえ、新たにオンラインを活用した講座や、ICTの推進を目的とした個別研修を実施します。

3 令和3年度予算案について

【参考】職員向け研修の全体像

| | 講座等 | | 支援員Ⅰ | 支援員Ⅱ | 支援員Ⅲ | 補助員Ⅰ | 補助員Ⅱ | 法人職員 | |
|--------|-----------------------|----|-----------------------------|----------------------|-----------------------|------|-----------------|------|--|
| | | | 放課後児童支援員 | 放課後児童支援員+経験年数が概ね5年以上 | 放課後児童支援員+経験年数が概ね10年以上 | 補助員 | 補助員+経験年数が概ね5年以上 | | |
| 人材育成研修 | 通常講座 | 拡充 | [Blue bar] | | | | | | |
| | キャリアアップ専用講座 | 新規 | | [Blue bar] | | | [Blue bar] | | |
| | オンライン講座(障害児など) | 新規 | [Blue bar] | | | | | | |
| | ICT活用研修 | 新規 | [Blue bar] 児童クラブ、地域立ち上げ法人優先 | | | | | | |
| | 区主催研修(一部の区で実施) | 継続 | [Blue bar] 該当区のみ対象 | | | | | | |
| その他研修 | プレゼンテーション・文書作成スキル向上研修 | 新規 | [Blue bar] 再選定となる地域対上法人のみ対象 | | | | | | |
| | オンライン講座(キッズクラブ事業) | 新規 | [Blue bar] キッズクラブ関係者全員対象 | | | | | | |
| | 食品衛生責任者講習会 | 継続 | [Blue bar] 食品衛生責任者 | | | | | | |

3 令和3年度予算案について

(1) 事業の質の向上に向けた取組み

②保護者負担減免の対象範囲の拡充

これまで、生活保護世帯、市民税所得割非課税世帯を対象として、月額利用料の減免(2,500円/月額)を行っていましたが、減免制度の対象範囲を就学援助世帯まで拡充します。

| | 令和2年度 | 令和3年度以降 |
|-----|--------------------------|--|
| 対象者 | ①生活保護世帯 ②市民税所得割非課税世帯※ | ①横浜市就学援助を受けている方 ②生活保護世帯 ③市民税所得割非課税世帯 |

(2) 新規

①感染症対策消毒作業等人件費加算補助の新設

感染症対策のために、開所時間前又は開所時間後に活動場所等の清掃、消毒等を行う場合に要した人件費を補助する加算を新設します。

補助上限額は、1クラブあたり年間で800,000円です。

②ICT整備補助の新設【児童クラブのみ】

放課後児童クラブにおいて、オンライン会議等に必要なICT機器の導入等の環境整備に係る費用を補助することにより、業務のICT化を推進します。

放課後児童健全育成事業について

1 放課後キッズクラブ事業の見直しについて

【スライド3】

令和3年度より、午後5時までの留守家庭児童等を対象とした新しい区分を創設するほか、現区分1については、利用時間の一部見直しを行います。(12月11日に開催した前回の放課後部会で説明した内容と変更はありません。)

【スライド4】

前回の放課後部会以降、運営法人や保護者等へ説明及び周知したことについて追記しています。

【別紙1】

運営法人に対して、放課後部会で説明したデータ等をもとに、見直しの背景・見直しの理由など別紙1の資料をもとに説明しました。

前回の放課後部会では、「令和3年4月まで期間が短く、キッズクラブを運営する法人への支援を丁寧に行うように」とのご意見があったため、【別紙1 スライド56】のとおり、区役所・こども青少年局でバックアップ体制をとるとともに、質問等についても受け付け、【別紙2】のとおり、全法人に対して共有しています。

2 令和3年度の検討の進め方について

【スライド6、7】

令和4年度に向け、検討会を設け、関係者の皆さまに助言をいただきながら、質の向上に向けた検討を進めていきます。

検討会のメンバーとしては、それぞれの検討事項に対し、放課後部会の委員の先生にも各2名程入っていただきながら、事業者の皆さまも含めて検討していきます。検討会の委員については、個別に相談させていただきます。

検討委員となる事業者の皆さまについては、公募での選出を予定しています。

3 令和3年度予算概要

【スライド8～12】

【別紙3】 予算概要においても、放課後事業の質の向上について記載しています。

質の向上の観点から、職員向けの研修や保護者負担減免の対象範囲の拡充など、支援を充実しています。

意見書

委員氏名 _____

| 意見等の有無 | 該当箇所 | 御意見・御質問 記入欄 |
|--|------|-------------|
| <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 | | |
| | | |
| | | |

提出期限：3月4日（木）

意見の有無を記載のうえ、事務局のメールアドレス

(kd-houkago@city.yokohama.jp) へ送付をお願いします

意見書

- ◆資料6への記載によらず、【意見（有・無）】
【該当箇所】【意見（質問）】の3点をメール本文へ直接記載していただいても結構です。
- ◆質問の欄は、適宜追加していただいて構いません。

委員氏名 ○○ ○○

| 意見等の有無 | 該当箇所 | 御意見・御質問 記入欄 |
|---|----------------|--|
| <input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 | 資料5 ○枚目 | △△という記載があるが、××と考えているということか。 |
| | 別紙1 ○枚目 | 「△△～」について、このように判断した理由はなにか。 |
| 【意見が無い場合】 <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無 | | ◆ご意見が無い場合でも、無しにチェックを入れたデータを必ず事務局まで返信（もしくは、意見が無い旨をメールの本文に記載のうえ、返信）をお願いします。 |

提出期限：3月4日（木）

意見の有無を記載のうえ、事務局のメールアドレス
(kd-houkago@city.yokohama.jp) へ送付をお願いします

別紙1
(令和2年12月17日法人連絡会資料)

放課後キッズクラブ事業の見直しについて

令和2年12月17日 こども青少年局放課後児童育成課

説明内容

- 1 キッズクラブの現状 《P3~》
- 2 見直しの背景・必要性 《P9~》
- 3 見直しの進め方・検討等の経過 《P21~》
- 4 見直しの方向性 まとめ 《P39~》
- 5 皆さまからいただいた主な疑問点等 《P43~》
- 6 今後の取組（ロードマップについて） 《P54・別紙》
- 7 令和3年4月に向けて 《P55~》

1 キッズクラブの現状

- (1) 事業の概要
- (2) 利用実績
- (3) 運営法人
- (4) 保護者の満足度

(1) 事業の概要

| | 放課後子供教室(利用区分1) | 放課後児童健全育成事業(利用区分2) |
|---------------------------|--|--|
| 役割 | 遊びの場 | 遊びの場+生活の場 |
| 利用条件 | 当該小学校に通学している児童及び当該小学校区に居住している児童 | 「放課後子供教室」の条件に加え、 <u>留守家庭児童</u> であること。 |
| 利用時間 | 平日:放課後～ <u>17時まで</u> 土曜日及び学校休業日: 8時30分～ <u>17時まで</u> | 平日:放課後～ <u>19時まで</u> 土曜日及び学校休業日: 8時30分～ <u>19時まで</u> |
| 利用料 | 無料 | 月額5,000円 |
| 登録人数 (R2年4月時点 (確定)) | 48,492人 | 14,013人 |
| 所管省庁 | 文部科学省 | 厚生労働省 |

1 キッズクラブの現状

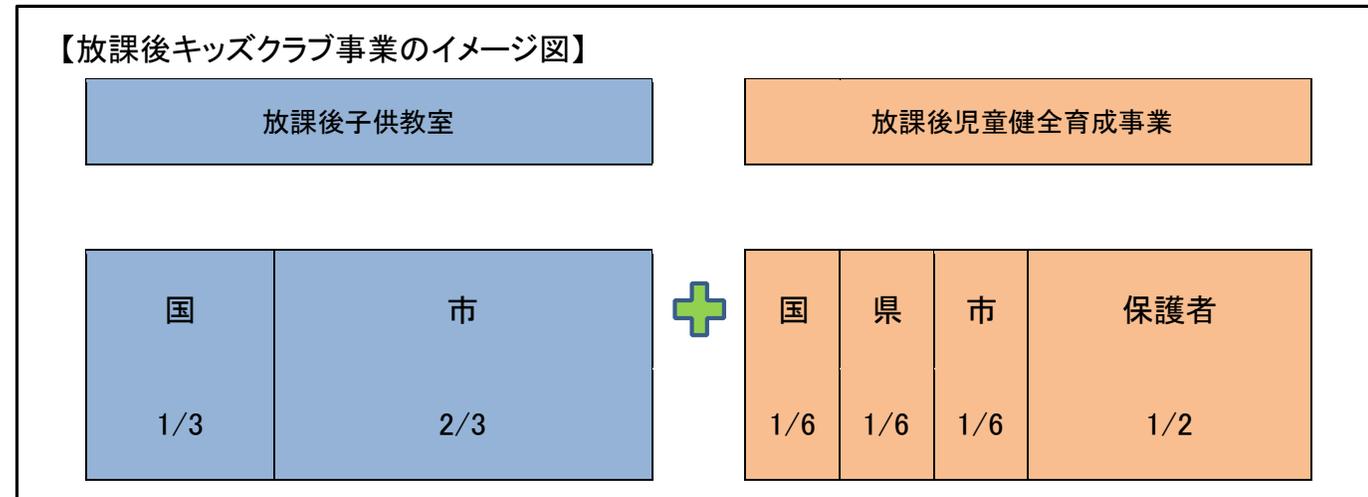
【参考】 国の運営費の負担の考え方

(1)放課後子供教室(文部科学省所管)

国は、放課後子供教室にかかる公費負担分の3分の1は国負担、3分の2は、市負担としており、保護者負担はありません。

(2)放課後健全育成事業(厚生労働省所管)

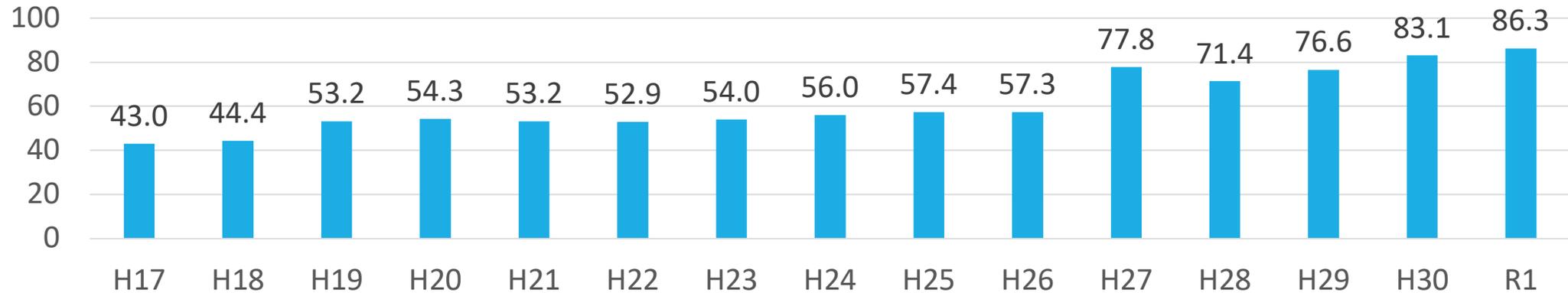
国は、放課後健全育成事業にかかる費用の2分の1は保護者負担としており、公費負担部分については、国、県、市で6分の1ずつ負担しています。



※放課後健全育成事業所に従事する職員の処遇改善など「質の改善」については、保護者負担を求めず、全額公費負担としています。

(2) 利用実績

①1クラブあたりの平均利用児童数 推移(4月時点)



②1クラブあたりの利用区分2登録児童数 推移(4月時点)

H21 19.1人、H26 21.5人、R1 29.1人、R2 41.2人

1 キッズクラブの現状

(3) 運営法人

平成16年事業開始当初: 社団法人横浜ボランティア協会 8か所、社会福祉法人 はとの会 1か所



令和2年4月(全校展開後)

①運営種別 (令和2年4月1日時点)

| | 法人数 | |
|-------|-----|--------|
| NPO | 94 | 81.7% |
| 地域立上げ | 85 | 73.9% |
| 株式 | 11 | 9.6% |
| 社会福祉 | 7 | 6.1% |
| 公益財団 | 2 | 1.7% |
| 一般財団 | 1 | 0.9% |
| 学校法人 | 0 | 0.0% |
| 計 | 115 | 100.0% |

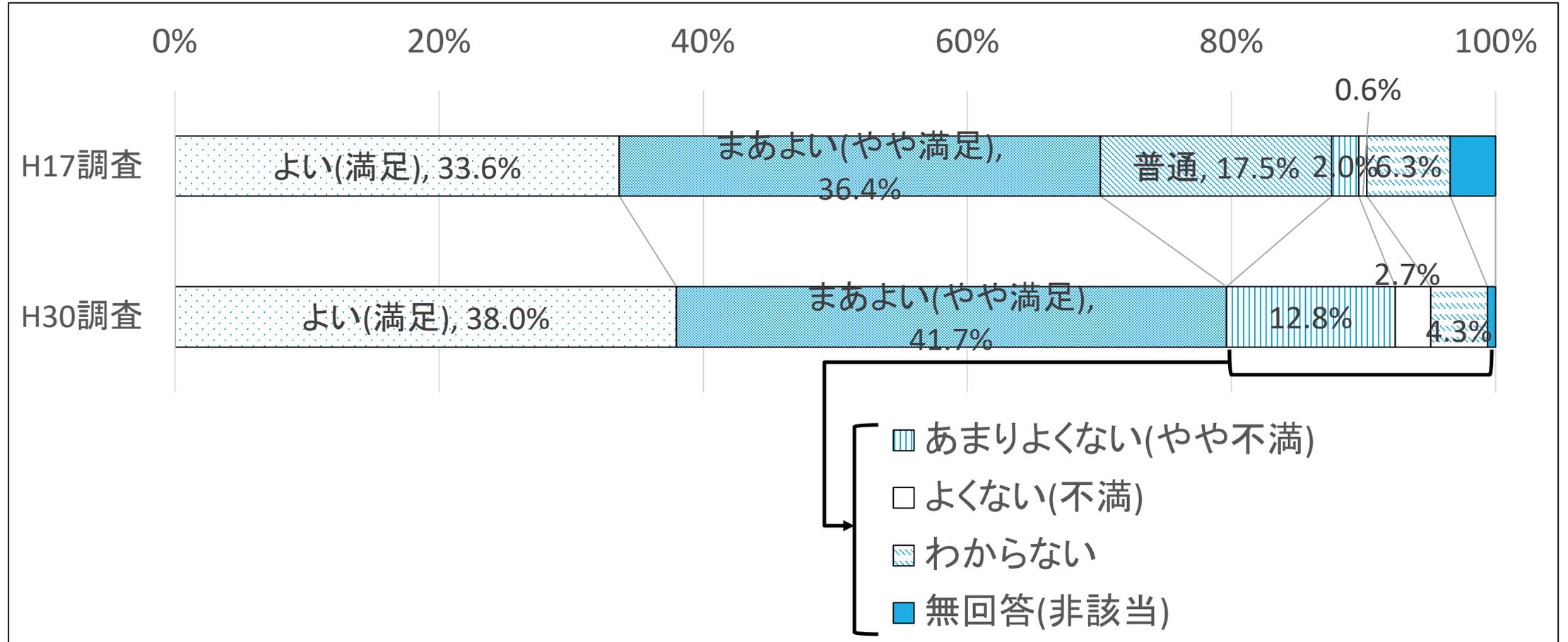
②運営箇所数が5クラブ以上の法人数(10法人)

| 法人名 | ヶ所数 |
|-------------------|-----|
| (株) 理究キッズ | 73 |
| (公財) よこはまユース | 26 |
| NPO法人 Woodcraft | 25 |
| (株) 学研ココファン・ナーサリー | 21 |
| (株) 明日葉 | 18 |
| (株) スマイルクルー | 17 |
| (公財) 横浜YMCA | 8 |
| NPO法人 ソーシャルキッズラボ | 8 |
| NPO法人 教育支援協会南関東 | 7 |
| NPO法人 こらぼネット・かながわ | 5 |

③運営箇所数が1~4クラブの法人数(105法人)

| | 1クラブ | 2クラブ | 3クラブ | 4クラブ | 合計 |
|-------|------|------|------|------|-----|
| NPO | 79 | 6 | 3 | 2 | 90 |
| 地域立上げ | 75 | 1 | 3 | 1 | 80 |
| 株式 | 3 | 2 | 2 | | 7 |
| 社会福祉 | 4 | 3 | | | 7 |
| 一般財団 | 1 | | | | 1 |
| 合計 | 87 | 11 | 5 | 2 | 105 |

(4) 保護者の満足度



2 見直しの背景・必要性

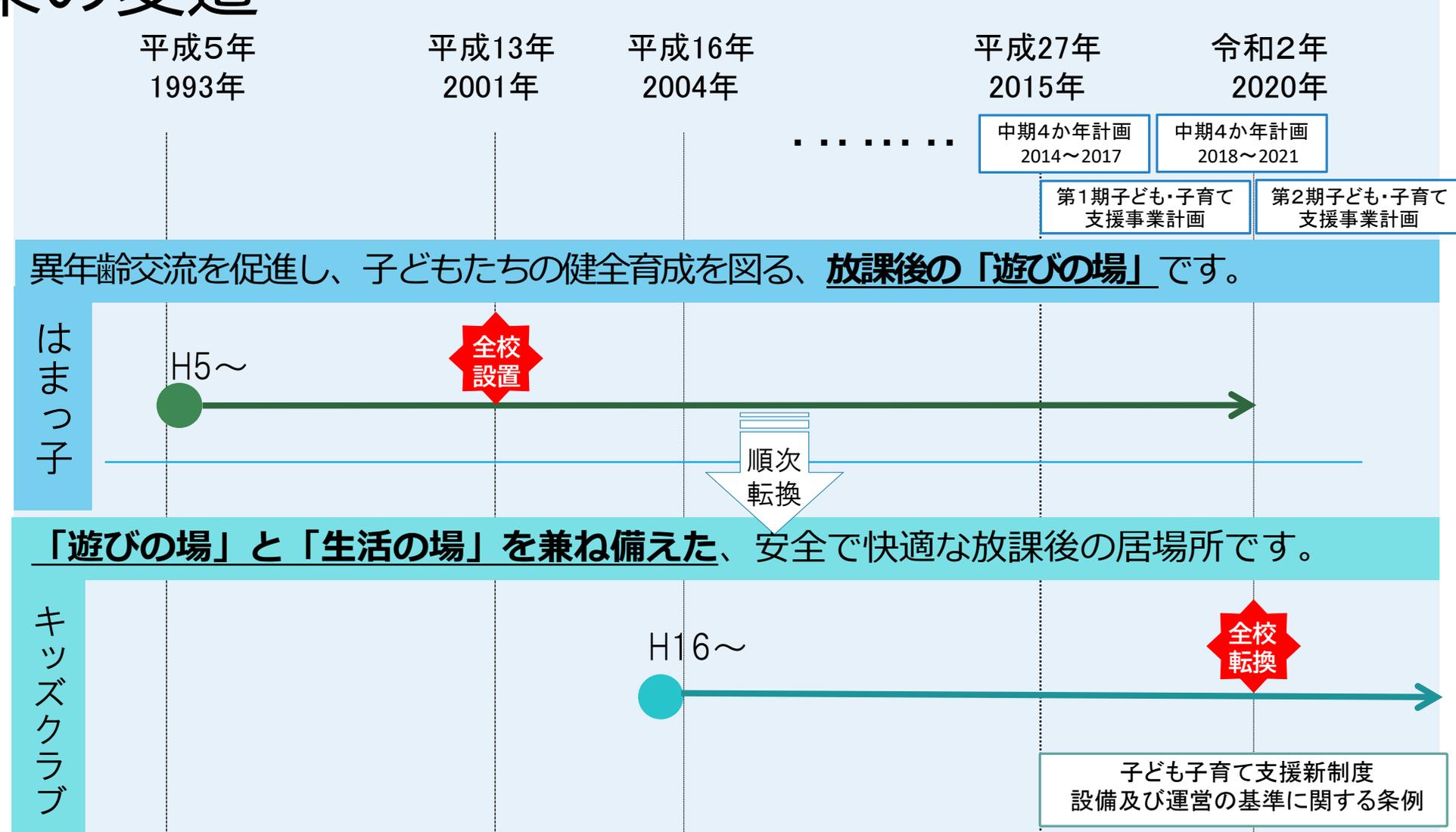
(1) 事業の変遷

(2) 計画上の位置づけ

(3) 見直しの必要性

2 見直しの背景・必要性

(1) 事業の変遷



(2) 計画上の位置づけ

◆中期4か年計画 2014～2017

| 4 | 留守家庭児童のための放課後の居場所づくり | 所管 | こども青少年局【区】 | |
|---|--|----|---------------------|--------------|
| <p>全ての子どもたちに豊かな放課後を過ごせる場所と機会を提供するとともに、増加する留守家庭の子どもたちの居場所を充実させるため、<u>全ての小学校で、はまっ子ふれあいスクールから放課後キッズクラブへの転換を進めるとともに、放課後児童クラブの耐震化や面積確保等のための分割・移転を進めます。</u></p> | | | | |
| <p>想定 事業量</p> | <p>①はまっ子ふれあいスクールの放課後キッズクラブへの転換 247箇所（累計） ②放課後児童クラブの新制度移行支援（分割・移転支援） 90箇所（4か年） 【直近の現状値】25年度：①89箇所（累計） ②12箇所/年</p> | | <p>計画上の 見込額</p> | <p>173億円</p> |

(2) 計画上の位置づけ

◆第1期子ども・子育て支援事業計画(2015～2019)

○放課後児童育成事業 ※第5章に5年間の量の見込み、確保方策を記載

全ての子どもたちが豊かな放課後を過ごせるよう、様々な取組を実施します。

「はまっ子ふれあいスクール」は、全ての児童の創造性、自主性、社会性などを養うため、学校施設を利用して、異年齢児間の遊びを通じた交流を促進します。

「放課後児童クラブ」は、放課後児童健全育成事業として、保護者が労働等により、放課後に帰宅する時間帯に家庭にいない児童に対し、地域の理解と協力の下、放課後に安心して過ごせる場を提供します。

「放課後キッズクラブ」は、学校施設を利用し「はまっ子ふれあいスクール」の全ての児童の交流の場と「放課後児童クラブ」の留守家庭児童対応の場の役割を兼ね備えた事業として、安全で快適な放課後の居場所を提供します。

今後、全ての小学校で、はまっ子ふれあいスクールから放課後キッズクラブへの転換を進めるとともに、放課後児童クラブについて耐震化や面積確保等のための分割・移転等を進めます。

| | 【直近の状況】 | 【31年度末の目標】 |
|-----------------------|------------------|-------------------|
| ①留守家庭児童対応の定員数(登録児童数) | ①11,761人 | ①24,463人 |
| ②放課後キッズクラブの実施校数 | ②89校 | ②全校 |
| ③必要な分割・移転を行う放課後児童クラブ数 | ③12クラブ (25年度) | ③必要な分割・移転を終えた全クラブ |

◎全ての子どもたちが参加できる異年齢児間の遊びを通じた交流の場は全小学校に整備しており、継続して実施します。

(2) 計画上の位置づけ

◆中期4か年計画 2018～2021

| 5 | 放課後の居場所づくり | 所管 | こども青少年局、区 |
|--|--|---------|-----------|
| <p>子どもたちの放課後の安全・安心な居場所を確保するため、引き続き、<u>放課後キッズクラブの整備等を進め、全ての小学校に展開するとともに、放課後児童クラブが面積基準等に適合するための分割・移転等の支援を行います。さらに、質の向上のため、放課後児童健全育成事業所等の職員の育成を進めるとともに、今後の放課後施策のあり方について検討します。</u></p> | | | |
| 想定事業量 | ①放課後の居場所における留守家庭児童の受入可能数 ^{*1} 24,618人(累計) ^{*2} ②人材育成研修の実施回数 192回(4か年) 【直近の現状値】29年度：①21,707人(累計) ②48回/年 | 計画上の見込額 | 340億円 |

※1 放課後キッズクラブと放課後児童クラブにおける受入可能数

※2 想定事業量は「横浜市子ども・子育て支援事業計画」（計画期間：27～31年度）を踏まえて推計、算出しています。次期計画（計画期間：32～36年度）は、30年度実施の利用ニーズ把握のための調査の結果等をもとに31年度に策定します。

◆第2期子ども・子育て支援事業計画(2020～2024)

| 放課後児童育成事業 | | |
|--|------------------|----------|
| <p>全ての子どもたちが豊かな放課後を過ごせるよう、「放課後キッズクラブ」、「放課後児童クラブ」の2つの事業を実施します。両事業において、人材育成・人材確保・活動の充実・事務の効率化・運営内容の評価や改善等に関する支援策を強化することで、一層の質の向上に取り組みます。</p> <p><u>「放課後キッズクラブ」については、利用者のニーズや事業の趣旨に沿った見直しを行います。</u></p> | | |
| 想定事業量 | 直近の現状値 | 令和6年度 |
| 放課後キッズクラブ・放課後児童クラブ等の登録児童数(※) | 99,375人【平成31年4月】 | 100,000人 |

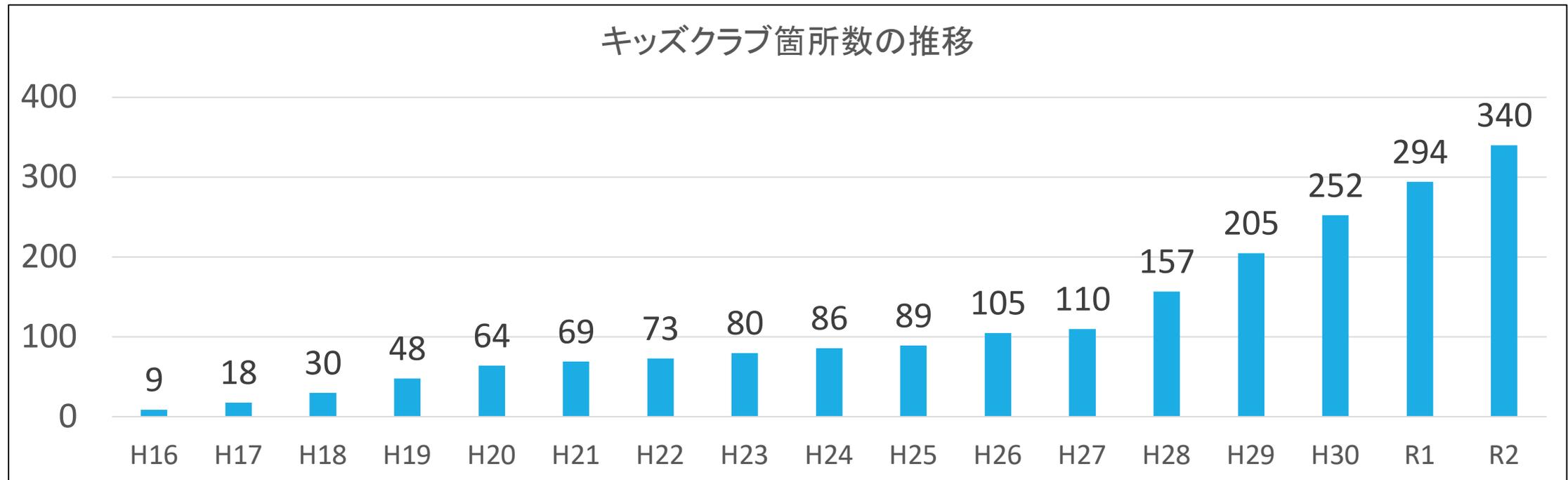
(3) 見直しの必要性

- ア キッズクラブの全校設置完了
- イ 働き方の多様化やニーズ等の変化への対応
- ＋ その他（新型コロナウイルスの影響）

2 見直しの背景・必要性

ア キッズクラブの全校設置完了

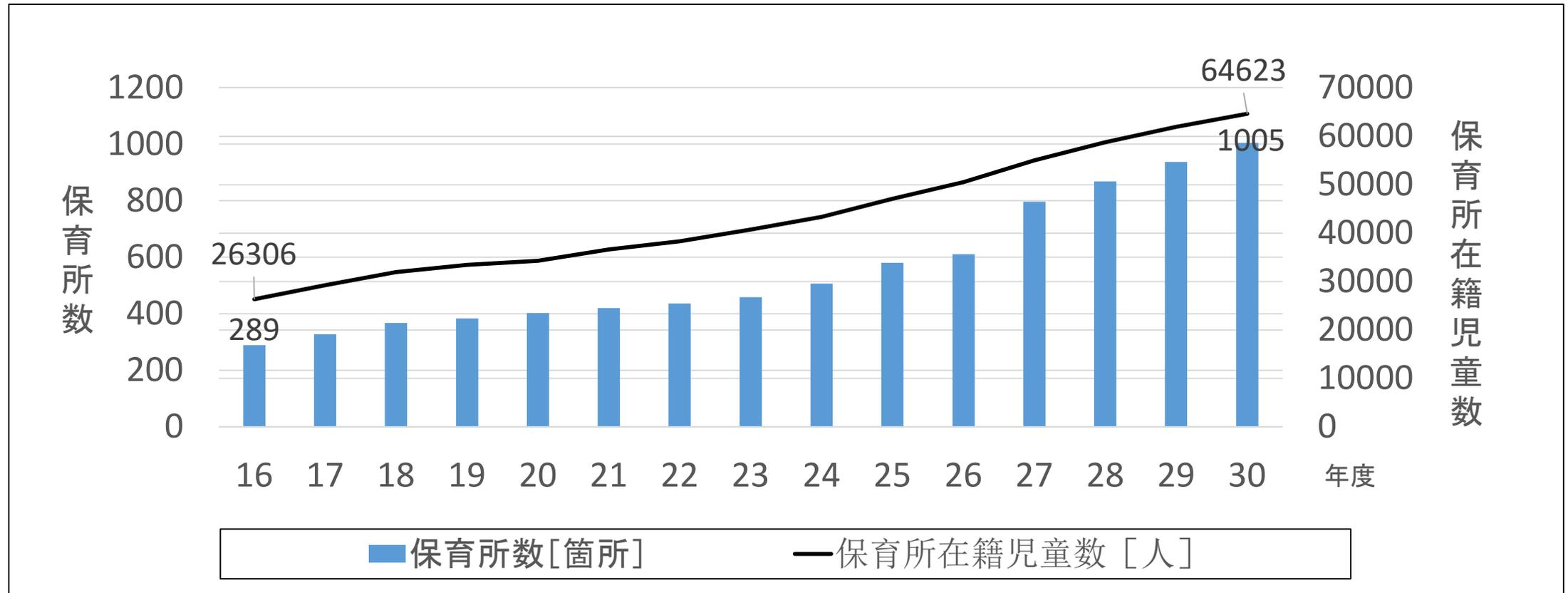
全ての子どもたちに、豊かな放課後を過ごせる場所と機会を提供するとともに、増加する留守家庭の子供たちの居場所を充実させるため、小学校施設を活用した放課後キッズクラブの全校展開（平成26年3月20日 市長方針決裁）



2 見直しの背景・必要性

イ 働き方の多様化やニーズ等の変化への対応

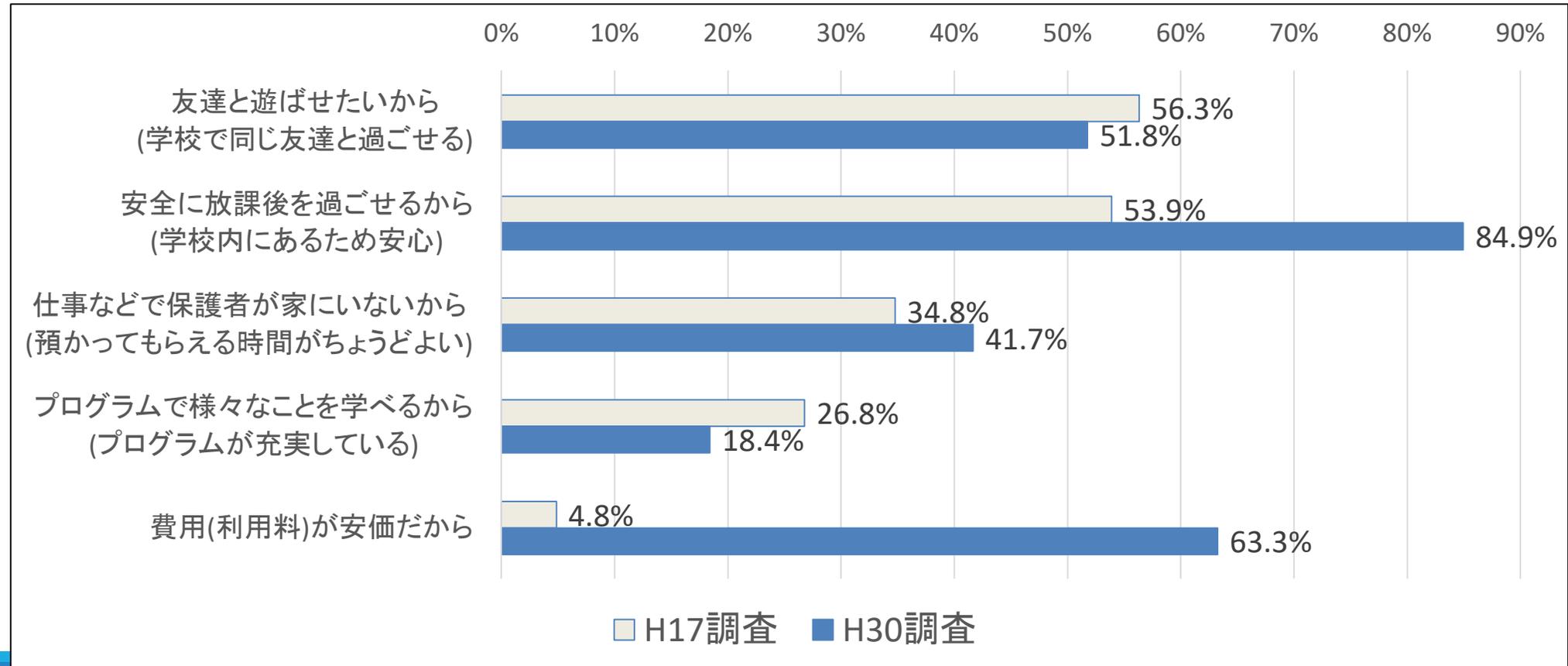
保育所数・在籍児童数の推移



2 見直しの背景・必要性

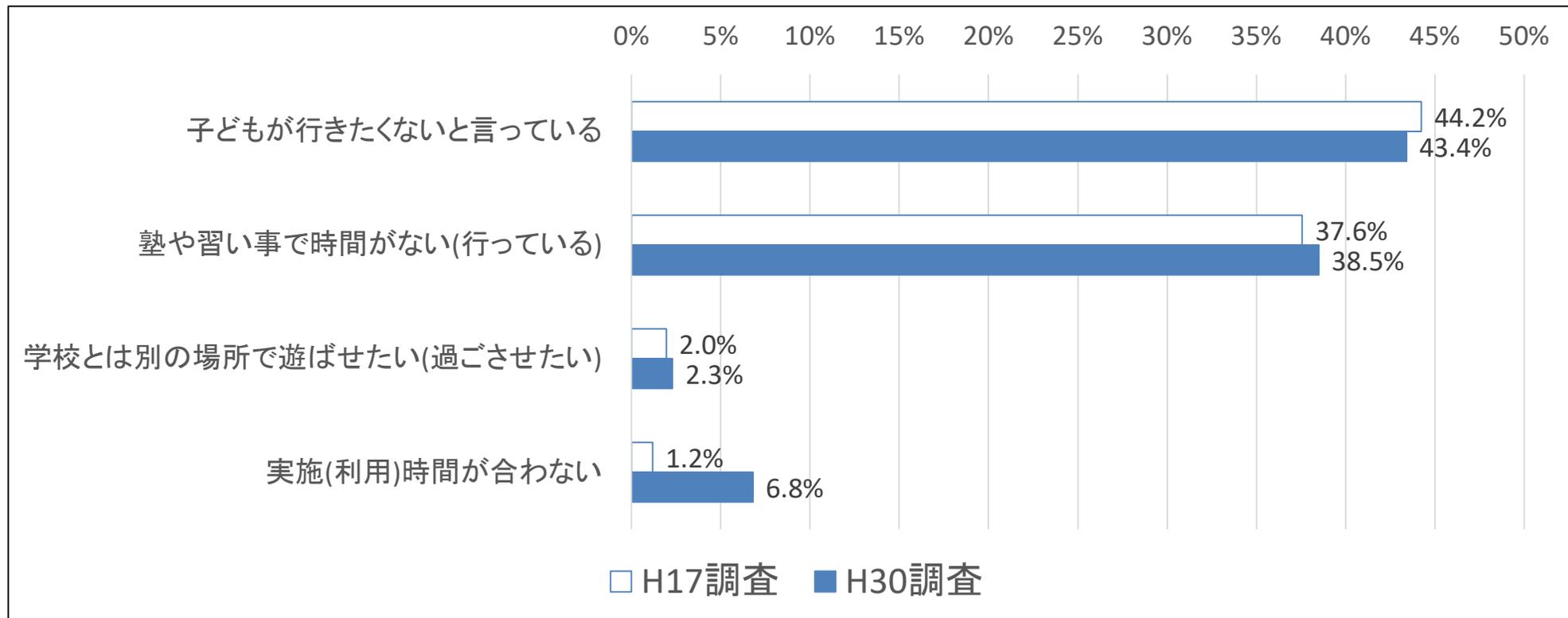
イ 働き方の多様化やニーズ等の変化への対応

①キッズクラブを利用する理由(選択肢の内容が近いものを比較)



イ 働き方の多様化やニーズ等の変化への対応

②キッズクラブを利用しない理由(選択肢の内容が近いものを比較)



その他（新型コロナウイルスの影響）

「新しい生活様式」の実践例

（1）一人ひとりの基本的感染対策

感染防止の3つの基本：①身体的距離の確保、②マスクの着用、③手洗い

- ★□人との間隔は、できるだけ2m（最低1m）空ける。
- ★□遊びにいくなら屋内より屋外を選ぶ。
- ★□会話をする際は、可能な限り真正面を避ける。
 - 外出時、屋内にいるときや会話をするときは、症状がなくてもマスクを着用
 - 家に帰ったらまず手や顔を洗う。できるだけすぐに着替える、シャワーを浴びる。
 - 手洗いは30秒程度かけて水と石けんで丁寧に洗う（手指消毒薬の使用も可）

※ 高齢者や持病のあるような重症化リスクの高い人と会う際には、体調管理をより厳重にする。

その他（新型コロナウイルスの影響）

令和2年7月以降、新型コロナウイルスの影響を踏まえ、遊びの場である区分1については、原則として毎日実施していますが、利用については、週1～2回や、時間も90分までとするなど、各クラブの状況にあわせて限定的に受け入れることとしています。

この結果、定期的に短時間の預け先として利用する方が区分2に登録することになり、令和2年度の区分2の登録者が前年度比で1.4倍に急増しています。

◆1クラブあたりの利用区分2登録児童数 推移(4月時点)

H21 19.1人、H26 21.5人、R1 29.1人、R2 41.1人



約1.4倍

3 見直しの進め方・検討等の経過

(1)見直しの進め方

(2)これまでの検討等の経過

(1) 見直しの進め方

見直しにあたっては、平成30年度に実施した「子ども・子育て支援事業計画」策定に向けた利用ニーズ把握のための調査等の分析結果や、「子ども・子育て会議 放課後部会」を中心とした関係者の皆様との議論を踏まえ、令和4年度からの実施に向けて検討を進めました。

○ 「横浜市子ども・子育て支援事業計画」の策定に向けた利用ニーズ把握のための調査

＜抽出方法＞ 住民基本台帳から無作為抽出（世帯重複がないよう抽出）

＜抽出世帯数＞ 小学生調査:66,358人

＜調査実施時期＞ 平成30年6月14日～7月10日

＜調査票回収状況＞ 小学生調査：回収数30,738世帯（回収率46.3%）

○ 横浜市放課後キッズクラブにかかる保護者アンケート

＜周知方法＞ 放課後キッズクラブ運営法人を介しての周知

＜回答方法＞ 横浜市電子申請システムによる回収 ※一部電話聞き取りで回答

＜回答数＞ 6,516人

＜調査実施時期＞ 令和元年9月4日(水)～10月15日(火)

(1) 見直しの進め方

「子ども・子育て会議 放課後部会」の概要

横浜市子ども・子育て会議条例に基づき、「横浜市子ども・子育て支援事業計画」における放課後事業関連の調査審議と、国が示す「新・放課後子ども総合プラン」における、市町村が設置する運営委員会の役割を兼ねた審議会です。

放課後部会 委員(※は臨時委員) 9名

千葉敬愛短期大学学長、文教大学人間学部准教授

横浜市青少年指導員連絡協議会委員、横浜市PTA連絡協議会副会長、横浜市主任児童委員連絡会代表、横浜市子ども会連絡協議会会長(※)、横浜障害児を守る連絡協議会副会長

横浜市小学校長会副会長(※)

市民委員

見直しにあたっては現場の意見を参考とする必要があることから、運営法人（公益財団法人よこはまユース、株式会社理究キッズ）に関係者として出席していただきました。

(2) これまでの検討等の経過

| 時期 | 内容 |
|---|------------------------------------|
| 令和2年2月7日 | 法人連絡会(キッズクラブの見直しに取り組むことを説明) |
| (新型コロナウイルスの影響により3月に予定していた放課後部会を延期、6月の法人連絡会中止) | |
| 7月16日 | 放課後部会開催(キッズの現状、見直しの必要性、検討の視点) |
| 9月7日 | 放課後部会開催(見直しの方向性の検討) |
| 9月10日 | 放課後キッズクラブ運営法人・各クラブへ情報提供 |
| 9月14日以降 | 各区キッズクラブ連絡会にて説明 |
| 10月 | 運営法人・利用者・学校向け「見直しの方向性に関するアンケート」の実施 |
| 10月26日 | 放課後部会開催(見直しの方向性の検討) |
| 12月11日 | 放課後部会開催(見直しの方向性 まとめ) |
| 12月17日 (本日) | 法人連絡会 |

3 見直しの進め方・経過等の経過 <★見直しの方向性>

★見直しの方向性

①「生活の場」の充実

留守家庭児童等に「生活の場」を提供し健全な育成を行うため、学習時間を設けることや、おやつ時間の前倒しを行うことで、生活リズムを身に付けることができるよう支援を強化します。また、区分2の中に利用ニーズに対応した短時間利用の料金設定とする「新区分」を創設します。

②「遊びの場」の充実

キッズクラブを利用する全ての子どもたちに、より一層充実した体験・創作活動等を提供できるよう、プログラムの内容・実施回数等を底上げします。

③「新しい生活様式」等への対応

猛暑時の熱中症予防や、新型コロナウイルス感染症の中においても、児童が安全に過ごすことができる居場所とするために、多くの児童の受入が困難な場合は、「遊びの場」である区分1の利用は制限することとします。

④運営法人の安定化に向けた支援

職員がしっかりと児童に向き合うことができ、生き生きと働くことができるよう、補助金事務や制度の運用の見直し、一層の「人材の確保」や「人材育成」の支援等、質の向上と事務の効率化を図ります。

⑤現行区分の見直し・役割の明確化

「遊びの場」である区分1の利用は午後4時まで短縮するとともに、「遊びの場」としての利用がほとんどない土曜日の区分1は廃止し、区分2のみの利用とします。

3 見直しの進め方・経過等の経過 <★見直しの方角性>

★見直しの方角性

| | | 現状 | | 見直しの方角性(下線が変更点) | | |
|------|---------------------|------------------------|------------------------|--|------------------------------------|------------------------|
| | | 放課後子供教室 区分 1 | 放課後児童健全育成事業 区分 2 | 放課後子供教室 区分 1 | 放課後児童健全育成事業 新区分 | 区分 2 |
| 役割 | | 遊びの場 | 遊びの場+生活の場 | 遊びの場 (充実) | 遊びの場 <u>(充実)</u> +生活の場 <u>(充実)</u> | |
| 利用時間 | 平日 | 放課後～午後 5 時 | 放課後～午後 7 時 | 放課後～ <u>午後 4 時</u> (コ ロナや猛暑等の状況 下では利用制限も)※ | 放課後～ <u>午後 5 時</u> | 放課後～午後 7 時 |
| | 土・ 長期 休業 日 | 午前 8 時 30 分～ 午後 5 時 | 午前 8 時 30 分～ 午後 7 時 | ①土：原則廃止 ②長期休業日： <u>1～2 時間程度</u> | 午前 8 時 30 分～ <u>午後 5 時</u> | 午前 8 時 30 分～ 午後 7 時 |

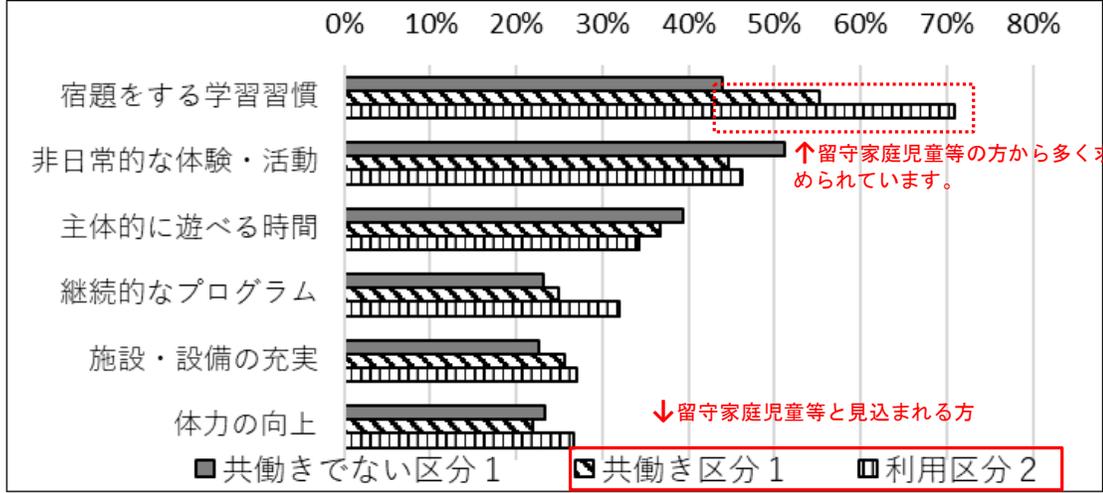
※ 令和 2 年 7 月以降は感染防止を踏まえて、区分 1 は最大 90 分、利用制限を行うなど限定的に実施中

3 見直しの進め方・経過等の経過 <★見直しの方向性>

① 「生活の場」の充実

【現状】 留守家庭児童等と見込まれる世帯の方は、適切なおやつ提供時間や学習時間の設定など「生活の場」の強化を求める傾向にあります。

👉 子どものためにキッズクラブに求めること<R1保護者アンケートより>



👉 おやつ提供時間<R1保護者アンケートより>

| | 15時台 | 16時台 | 17時台 |
|------------|--------|--------------|--------|
| 適切・許容 | 77.8% | 93.3% | 75.5% |
| 早すぎる又は遅すぎる | 22.2% | 6.7% | 24.5% |
| 合計 | 100.0% | 100.0% | 100.0% |

見直しの方向性

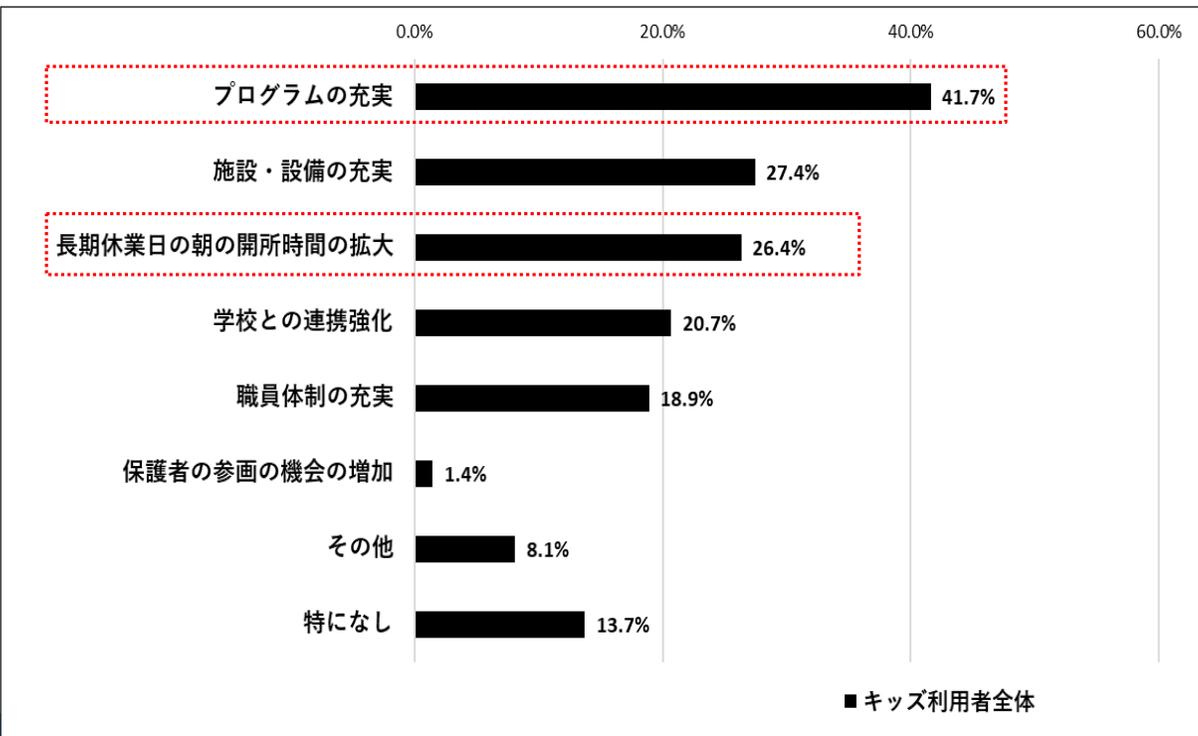
留守家庭児童等に「生活の場」を提供し健全な育成を行うため、学習時間を設けることや、おやつ時間の前倒し(17時台⇒16時台)を行うことで、生活リズムを身に付けることができるよう支援を強化します。

3 見直しの進め方・経過等の経過 <★見直しの方向性>

②「遊びの場」の充実 ⑤現行区分の見直し・役割の明確化

【現状】利用者全体の要望として「(体験・創作活動などの)プログラムの充実」、「長期休業日の朝の開所時間の拡大」を望む声が多くあります。

👉保護者がキッズクラブに求めること<H30調査より>



見直しの方向性

キッズクラブを利用する全ての子どもたちに、より一層充実した体験・創作活動等を提供できるよう、プログラムの内容・実施回数等を底上げします。

なお、「遊びの場」である区分1の利用は16時までに短縮します。また、「遊びの場」としての利用がほとんどない土曜日の区分1は廃止します。

その他、4年度に向けて、ニーズが高い要望について引き続き検討していきます

3 見直しの進め方・経過等の経過 <★見直しの方向性>

③ 「新しい生活様式」等へ対応

【現状】 現在、新型コロナウイルス感染防止の観点から、区分1の利用日数や時間を制限しています。その結果、短時間の利用を必要とする方が区分2に登録することになり、区分2の登録者が前年比で約1.4倍に急増しています。働き方が多様化する中での潜在的な留守家庭児童の存在や、短時間利用のニーズが浮き彫りになっています。

👉 1クラブあたりの利用区分2登録児童数 推移(4月時点)

H21 19.1人、H26 21.5人、R1 29.1人、R2 41.1人

見直しの方向性

区分2の中に利用ニーズに対応した短時間利用の安価な料金設定とする「新区分」を創設します。
また、猛暑時の熱中症予防や、新型コロナウイルス感染症の中においても、児童が安全に過ごすことができる居場所とするために、多くの児童の受入が困難な場合は、「遊びの場」である区分1の利用は制限することとします。

3 見直しの進め方・経過等の経過 <★見直しの方向性>

④ 運営法人の安定化に向けた支援

【現状】 様々な種別の法人がキッズクラブ事業に携わっています。運営法人からは、保護者の意識の変化や、業務の増加(配慮が必要な児童の増加への対応等)などに伴い職員の負担が増加していることや、事務の効化、補助金事務の簡素化、人材確保などの要望があります。

📍運営法人の種別・クラブ数(令和2年4月時点)

| | 法人数 | | クラブ数 | |
|---------|-----|--------|------|--------|
| | 数 | 割合 | 数 | 割合 |
| NPO | 94 | 81.7% | 153 | 45.0% |
| (地域立上げ) | 85 | 73.9% | 106 | 31.2% |
| 株式 | 11 | 9.6% | 142 | 41.8% |
| 社会福祉 | 7 | 6.1% | 10 | 2.9% |
| 公益財団 | 2 | 1.7% | 34 | 10.0% |
| 一般財団 | 1 | 0.9% | 1 | 0.3% |
| 合計 | 115 | 100.0% | 340 | 100.0% |

見直しの方向性

職員がしっかりと児童に向き合うことができ、生き生きと働くことができるよう、運営法人からの要望が強い補助金事務や制度の運用の見直し(保護者会や各種報告などのあり方について)、一層の「人材の確保」や「人材育成」の支援等を行うことで、質の向上と事務の効率化を図ります。

3 見直しの進め方・経過等の経過 <★見直しの方向性に関するアンケート>

★見直しの方向性に関するアンケート

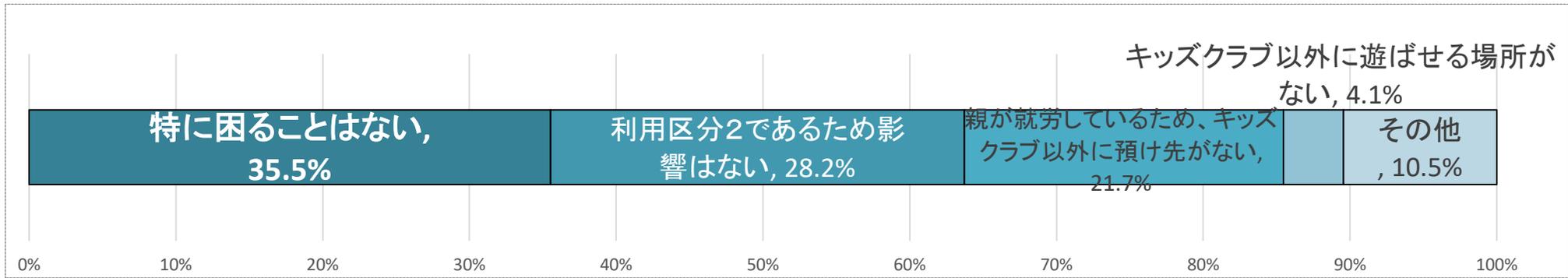
放課後キッズクラブの質の向上に向けた取組の方向性について、今後の議論の参考とするために、利用者・運営法人・学校の3者に対してアンケートを実施しました。

| 対象 | ①利用者向け | ②運営法人向け | ③学校向け |
|------|---|--------------------------------|--------------------------------|
| 実施期間 | 10月12日～10月28日 | 10月12日～11月1日※ (※10月28日から延長) | 10月12日～11月1日※ (※10月28日から延長) |
| 実施方法 | 見直しの方向性をまとめた資料を確認した後に、アンケートに回答 | | |
| | キッズクラブを經由してキッズクラブを利用する保護者へ依頼 (メール配信、掲示、キッズ通信への掲載等) | 115の運営法人に依頼 | 340の学校長に依頼 |
| 回答数 | 6,339件 | 92法人 | 333校 |

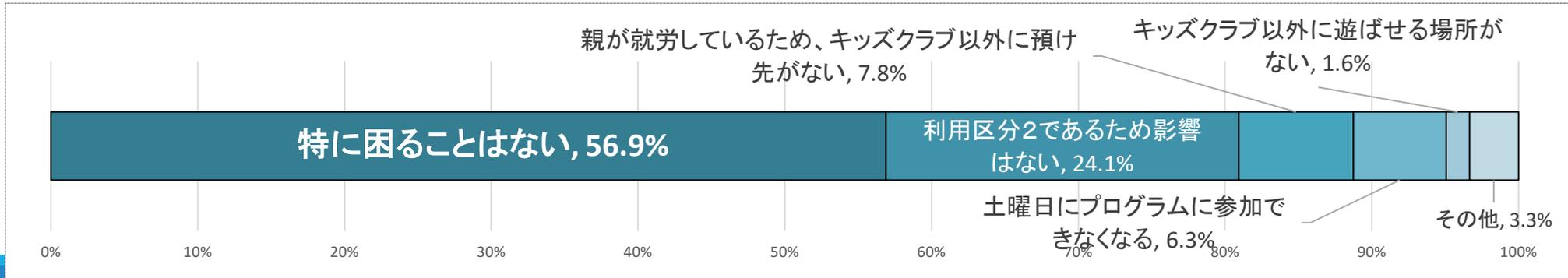
3 見直しの進め方・経過等の経過 <★見直しの方角性に関するアンケート>

① 利用者向けアンケート

(1) 区分1の利用時間が午後5時から午後4時に短縮された場合に何が困りますか。(n=6,339)



(2) 区分1の土曜日の利用が廃止になった場合に何が困りますか。(n=6,339)



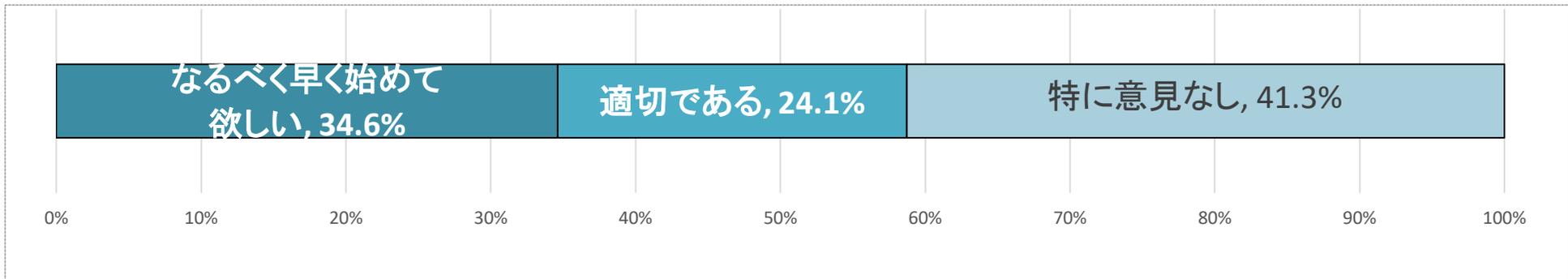
3 見直しの進め方・経過等の経過 <★見直しの方角性に関するアンケート>

① 利用者向けアンケート

(3) 新区分を利用する場合、1か月の利用料(おやつ代を除く)として、いくらが妥当ですか。(n=6,339)

| | 1,000円程度 | 2,000円程度 | 3,000円程度 | 4,000円程度 |
|-------|----------|----------|----------|----------|
| 安い | 42.5% | 17.1% | 3.8% | 1.5% |
| 妥当である | 44.2% | 40.5% | 25.9% | 7.9% |
| 高い | 13.3% | 42.4% | 70.3% | 90.6% |
| 合計 | 100.0% | 100.0% | 100.0% | 100.0% |

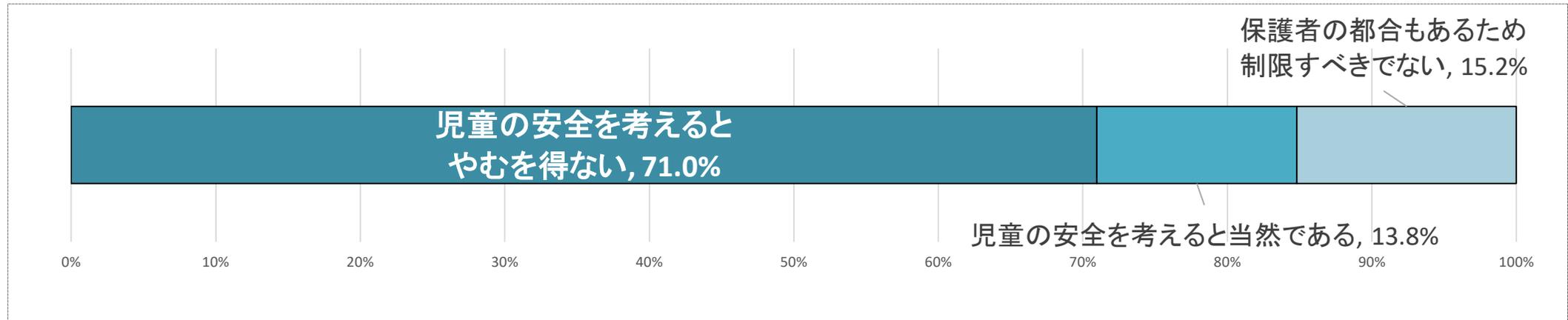
(4) 新区分の導入を4年度からとすることについてどう思いますか。(区分2のみ回答(n=2,414))



3 見直しの進め方・経過等の経過 <★見直しの方角性に関するアンケート>

① 利用者向けアンケート

(5) 新型コロナウイルス感染防止対策として、現在区分1の利用を制限していることについてどう思いますか。(n=6,339)



3 見直しの進め方・経過等の経過 <★見直しの方向性に関するアンケート>

② 運営法人向けアンケート

運営法人として、見直しの方向性についてどう評価しますか。

| 選択肢 | 法人単位 | | 【参考】 法人が運営しているクラブ単位 | |
|-----------|------|--------|------------------------|--------|
| | 回答数 | 構成率 | 回答数 | 構成率 |
| 良いと思う | 7 | 7.6% | 8 | 2.6% |
| おおむね良いと思う | 54 | 58.7% | 245 | 78.5% |
| 良くないと思う | 27 | 29.3% | 54 | 17.3% |
| 特に意見はない | 4 | 4.3% | 5 | 1.6% |
| 合計 | 92 | 100.0% | 312 | 100.0% |

② 運営法人向けアンケート

「良くないと思う」と回答した法人の主な意見

◆「遊びの場」の減少に関すること

- ・プログラムやイベントなどが実施できなくなってしまう。
- ・子どもの遊びの場が少なくなってしまう。“「遊びの場」の充実”と矛盾している。
- ・区分1を軽視している。

◆現場等の負担に関すること

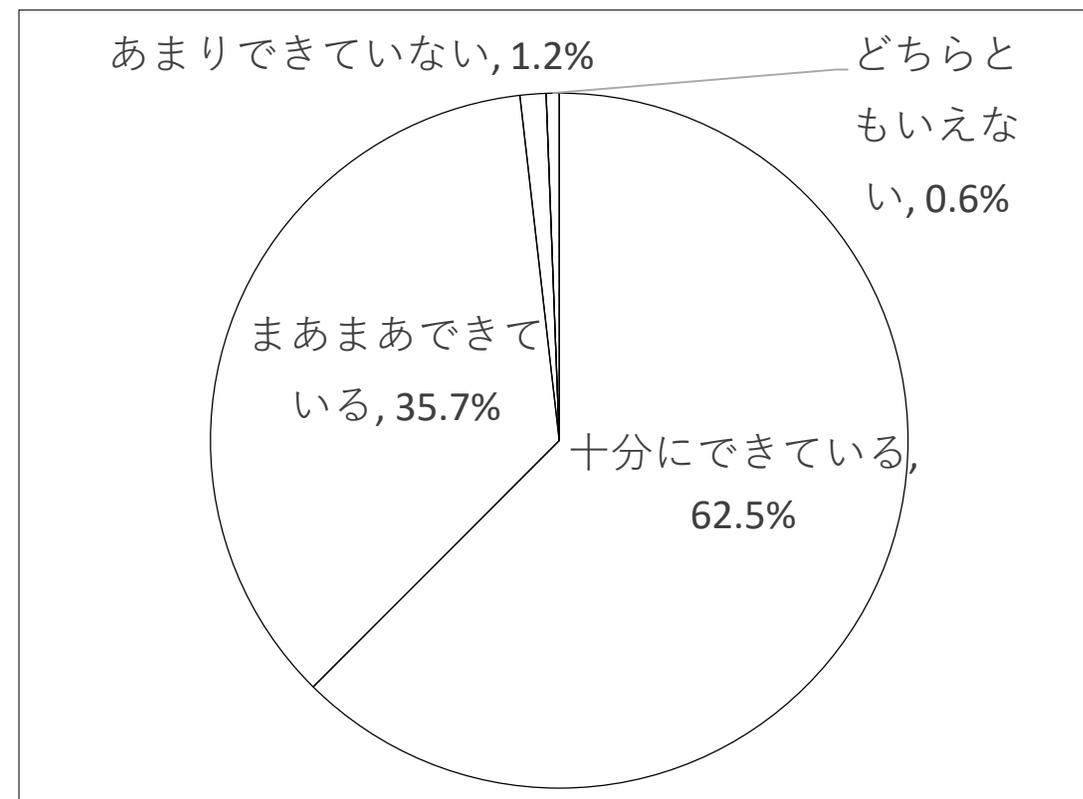
- ・新区分ができることにより事務が煩雑になることが予想される。
- ・はまっ子ふれあいスクールからキッズクラブに転換されてから日が浅いため、現場や保護者が混乱する。
- ・見直しにより区分1の利用児童が少なくなることが見込まれるため補助金が減額となる。

◆その他

- ・宿題を必ずキッズでやらせるようなニュアンスにならないようにしてほしい。学習塾とは違うことをきちんと保護者に理解していただきたい。
- ・現状の制度で不都合を感じていない。

③ 学校向けアンケート

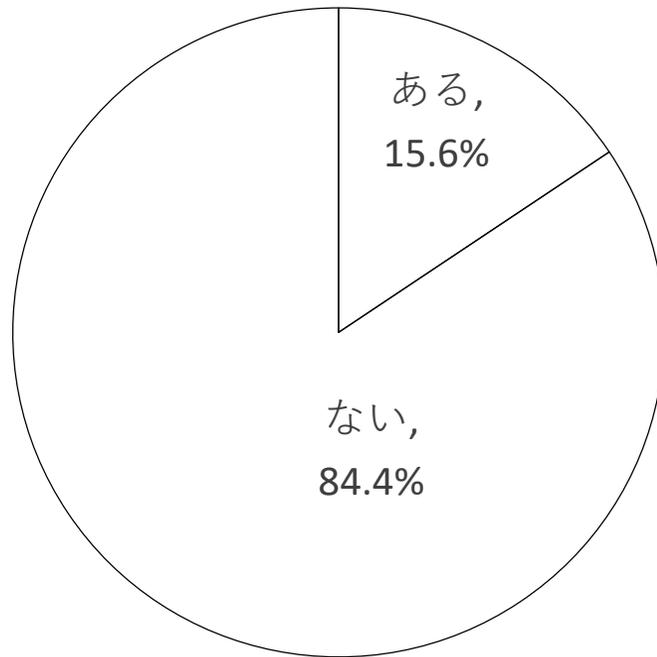
(1) 貴校の放課後キッズクラブは、学校と連携が取れていますか。



3 見直しの進め方・経過等の経過 <★見直しの方角性に関するアンケート>

③ 学校向けアンケート

(2) 放課後キッズクラブの見直しの中で、「遊び場」利用である区分1の利用時間を午後4時までとすることを検討しています。これについて学校に影響はあると考えますか。



【「ある」と回答したその理由】

- ◆ 学校の懇談会・説明会等を行う際に、区分1で預ける保護者が多いため、子どもを預けることができないという相談は増えるのではないかと。
- ◆ 今でもキッズクラブの部屋が広くはないので、活動場所の確保を考えなくてはならない。
- ◆ 区分の見直しについて、学校に様々な問い合わせが来ることを予想される。保護者にはキッズと学校の区別がつかない方も少なくない。
- ◆ 17時まで利用していた児童の放課後の過ごし方が変わり、生活リズムや体力面、友達関係などにも影響が出ると考えられるため。
- ◆ 6校時までである高学年の利用児童が一層減少し、異学年間での交流、関係づくりが弱まることは、学校運営上も望ましいことではない。

4 見直しの方向性 まとめ

(1) 見直しの方向性からの変更点【P25. 26からの変更点】

ア 区分1の利用時間

午後5時から午後4時への変更にあたり、プログラムが午後4時を超えてしまう場合には、一定の基準を設けた上で例外的に午後4時30分まで延長できるものとしします。

イ 土曜日の区分1の利用

「遊びの場」としての利用がほとんどない土曜日の区分1は廃止しますが、地域や保護者と連携したプログラムに限り、基準を設けた上で例外的に実施できることとしします。

【ア・イ共通】プログラムの特例は、平日は午後4時30分まで週1日(月4～5日)程度です。土曜日は、月1回程度で、午前9時～午後4時30分の間です(プログラム内容に応じて柔軟に時間設定)。なお、プログラムに事前予約や定員を設けることは差支えありません。

ウ 見直し時期

利用者のニーズや、新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ、新区分の創設については令和3年度から先行して実施します。

4 見直しの方向性 まとめ

(2) 新区分について

ア 内容

留守家庭児童等に午後5時まで「生活の場」を提供し健全な育成を行います。

イ 利用料

(ア)利用者負担の考え方

全ての児童を対象とした「遊びの場」(区分1)の活動は、従来通り無料です。

留守家庭児童を預かる「生活の場」は、保護者の就労支援であるため、利用者負担を求めます。求めるべき利用者負担については、放課後部会でのご意見、区分2の利用料との整合性、減免制度などを踏まえ設定することとします。

(イ)利用料

新区分の月額の利用料は、2,000円(別途おやつ代(実費程度))とします。また、新区分の利用者が午後5時以降も利用する場合の一時利用料は400円/回とします。

なお、生活保護世帯と市民税所得割非課税世帯については、現行の減免制度を活用することで、月額の利用料は無料とします。

4 見直しの方向性 まとめ

(2) 新区分について

ウ 利用区分の名称について

見直しに伴い、区分の名称を分かりやすく、かつ、事業の役割を理解してもらえるものにします。

| 現行 | 新たな名称 | 考え方 |
|------------|------------------------------------|---------------------------|
| 区分1 | わくわく(区分1) | 遊びの場として誰もが楽しみながら過ごせる居場所 |
| 新区分 区分2 | すくすく:ゆうやけ(区分2A) すくすく:ほしぞら(区分2B) | 留守家庭児童等の生活の場として児童が成長する居場所 |

外国につながる家庭も増えているため、共通認識を持ちやすい区分1、区分2の表記は残します。

4 見直しの方向性 まとめ

令和3年度の見直しの全体像

現状

| | | | |
|------|---------|-----------------------------|------------------------------|
| | | 放課後子供教室 (区分1) | 放課後児童健全育成 事業 (区分2) |
| 役割 | | 遊びの場 | 遊びの場+生活の場 |
| 利用条件 | | 当該校に通学している児童及び当該校区に居住している児童 | 「放課後子供教室」の条件に加え、留守家庭児童であること。 |
| 利用時間 | 平日 | 放課後～午後5時まで | 放課後～午後7時まで |
| | 土・長期休業日 | 午前8時30分～午後5時まで | 午前8時30分～午後7時まで |
| 利用料 | 月額 | 無料 | 月額5,000円+おやつ代 |
| | 一時 | 800円+おやつ代 | - |



見直し後

| | | | | |
|------|---------|---|--------------------------------------|-----------------------------|
| | | 放課後子供教室 (区分1： <u>わくわく</u>) | 放課後児童健全育成事業 (すくすく) | |
| 役割 | | 遊びの場 | 【新区分】 区分2A： <u>ゆうやけ</u> | 区分2B： <u>ほしぞら</u> |
| 利用条件 | | 当該校に通学している児童及び当該校区に居住している児童 | 「放課後子供教室」の条件に加え、留守家庭児童等であること。 | |
| 利用時間 | 平日 | 放課後～ <u>原則午後4時まで</u> (コロナや猛暑等の状況下では利用制限) ^{※1} | 放課後～ <u>午後5時まで</u> | 放課後～午後7時まで |
| | 土・長期休業日 | <u>①土曜日：原則廃止 (月1回程度プログラム実施)^{※1}</u> <u>②長期休業日：2時間程度</u> | <u>午前8時30分～午後5時まで</u> | 午前8時30分～午後7時まで |
| 利用料 | 月額 | 無料 | 月額2,000円+おやつ代 ^{※2} | 月額5,000円+おやつ代 ^{※2} |
| | 一時 | 800円+おやつ代 | <u>400円</u> | - |

※1 プログラム実施時の特例あり。 ※2 利用料は減免制度の適用あり

5 皆さまからいただいた主な疑問点等

- ① 高学年の利用が減少するのでは？
- ② 新区分の創設によって定員が超過するのでは？
- ③ おやつを午後4時に提供しなくてはならないのか？
人数が増えると提供できるか不安である。
- ④ 宿題を見ないといけないのか？
- ⑤ 新区分が増えることで事務負担が増えるのでは？

5 皆さまからいただいた主な疑問点等

① 高学年の利用が減少するのでは？

高学年の利用については、放課後部会でも議論させていただいたところですが、現状、市全体としては、高学年の利用が少なく、キッズクラブが放課後の居場所として選ばれにくい状況にあります。

また、アンケート等でも高学年は、塾や習い事で忙しい実態がわかっているため、常時遊び場として開設するのではなく、メリハリのある利用にシフトしていきたいと考えています。

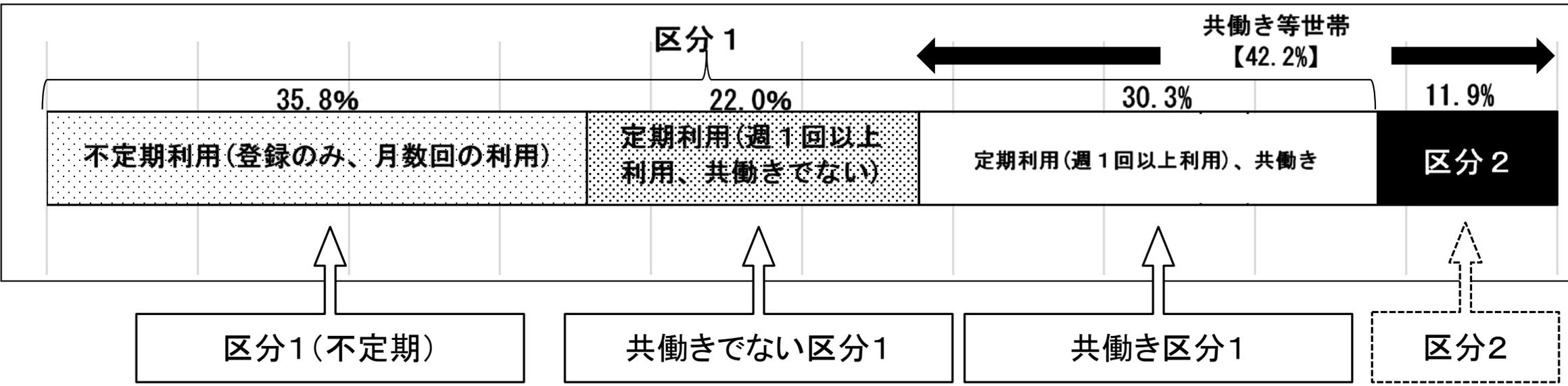
具体的には、プログラムの特例を活用しながら、高学年向けのプログラムを用意したり、高学年にプログラムを企画してもらったりしながら、高学年の利用につなげていきたいと考えており、引き続き、放課後部会等で検討してまいります。

5 皆さまからいただいた主な疑問点等

① 高学年の利用が減少するのでは？

H30調査より

キッズクラブ登録児童の利用頻度と保護者の就労状況



5 皆さまからいただいた主な疑問点等

① 高学年の利用が減少するのでは？

キッズクラブ登録児童の利用頻度と保護者の就労状況(学年別)

| | キッズ全利用者 | | 利用区分2 | | 利用区分1 | | 利用区分1 (不定期) | | 利用区分1 (定期) | | 共働き区分1 | | 共働きでない区分1 | |
|-----|---------|--------|-------|-------|--------|-------|----------------|-------|---------------|-------|--------|-------|-----------|-------|
| | 回答数 | 構成率 | 回答数 | 構成率 | 回答数 | 構成率 | 回答数 | 構成率 | 回答数 | 構成率 | 回答数 | 構成率 | 回答数 | 構成率 |
| | 1年生 | 3,540 | 26.3% | 636 | 4.7% | 2,904 | 21.6% | 662 | 4.9% | 2,242 | 16.6% | 1,135 | 8.4% | 1,107 |
| 2年生 | 3,520 | 26.1% | 516 | 3.8% | 3,004 | 22.3% | 895 | 6.6% | 2,109 | 15.7% | 1,188 | 8.8% | 921 | 6.8% |
| 3年生 | 2,815 | 20.9% | 268 | 2.0% | 2,547 | 18.9% | 1,152 | 8.5% | 1,395 | 10.4% | 892 | 6.6% | 503 | 3.7% |
| 4年生 | 1,854 | 13.8% | 100 | 0.7% | 1,754 | 13.0% | 1,050 | 7.8% | 704 | 5.2% | 475 | 3.5% | 229 | 1.7% |
| 5年生 | 987 | 7.3% | 38 | 0.3% | 949 | 7.0% | 637 | 4.7% | 312 | 2.3% | 212 | 1.6% | 100 | 0.7% |
| 6年生 | 502 | 3.7% | 17 | 0.1% | 485 | 3.6% | 329 | 2.4% | 156 | 1.2% | 99 | 0.7% | 57 | 0.4% |
| 不明 | 256 | 1.9% | 26 | 0.2% | 230 | 1.7% | 95 | 0.7% | 135 | 1.0% | 90 | 0.7% | 45 | 0.3% |
| 合計 | 13,474 | 100.0% | 1,601 | 11.9% | 11,873 | 88.1% | 4,820 | 35.8% | 7,053 | 52.3% | 4,091 | 30.3% | 2,962 | 22.0% |

N=13,474

8.7%

2.8%

- ・学年が上がるほど、キッズクラブの登録者は減少します。
- ・定期利用する区分1の高学年(4～6年生)は全体の8.7%です。さらに、保護者が共働きでない区分1は全体の2.8%です。

5 皆さまからいただいた主な疑問点等

① 高学年の利用が減少するのでは？

H30調査より キッズクラブを利用しない理由(学年別)

| | | 保護者がいるため利用する必要がない | 塾や習い事に行っている | 放課後児童クラブを利用している | 民間企業等が運営する学童保育事業所を利用している | 放課後等デイサービスを利用している | 子育てサポートシステムを利用している | プレイパークを利用している | 利用時間が合わない | 迎えに行きづらい | プログラムに魅力を感じない | 放課後は学校以外の場所で過ごさせたい | 施設が狭い | 子どもがいきたくないとっている |
|-----|-----|-------------------|-------------|-----------------|--------------------------|-------------------|--------------------|---------------|-----------|----------|---------------|--------------------|-------|-----------------|
| 全回答 | 回答数 | 6115 | 5640 | 1261 | 760 | 275 | 12 | 33 | 996 | 836 | 1072 | 344 | 862 | 6369 |
| | 回答率 | 41.7% | 38.5% | 8.6% | 5.2% | 1.9% | 0.1% | 0.2% | 6.8% | 5.7% | 7.3% | 2.3% | 5.9% | 43.4% |
| 1年生 | 回答数 | 468 | 216 | 269 | 228 | 52 | 4 | 3 | 177 | 130 | 104 | 42 | 97 | 206 |
| | 回答率 | 37.1% | 17.1% | 21.3% | 18.1% | 4.1% | 0.3% | 0.2% | 14.0% | 10.3% | 8.3% | 3.3% | 7.7% | 16.3% |
| 2年生 | 回答数 | 492 | 283 | 262 | 181 | 59 | 2 | 6 | 161 | 119 | 118 | 29 | 89 | 391 |
| | 回答率 | 36.3% | 20.9% | 19.3% | 13.4% | 4.4% | 0.1% | 0.4% | 11.9% | 8.8% | 8.7% | 2.1% | 6.6% | 28.9% |
| 3年生 | 回答数 | 787 | 506 | 240 | 148 | 39 | 2 | 4 | 165 | 128 | 170 | 59 | 140 | 815 |
| | 回答率 | 42.4% | 27.2% | 12.9% | 8.0% | 2.1% | 0.1% | 0.2% | 8.9% | 6.9% | 9.2% | 3.2% | 7.5% | 43.9% |
| 4年生 | 回答数 | 1113 | 1026 | 200 | 99 | 41 | 3 | 6 | 155 | 127 | 201 | 60 | 163 | 1311 |
| | 回答率 | 42.5% | 39.2% | 7.6% | 3.8% | 1.6% | 0.1% | 0.2% | 5.9% | 4.9% | 7.7% | 2.3% | 6.2% | 50.1% |
| 5年生 | 回答数 | 1483 | 1581 | 141 | 50 | 39 | 1 | 3 | 165 | 158 | 228 | 63 | 183 | 1720 |
| | 回答率 | 43.6% | 46.5% | 4.1% | 1.5% | 1.1% | 0.0% | 0.1% | 4.9% | 4.6% | 6.7% | 1.9% | 5.4% | 50.6% |
| 6年生 | 回答数 | 1659 | 1911 | 131 | 41 | 39 | 0 | 10 | 161 | 161 | 231 | 88 | 176 | 1789 |
| | 回答率 | 42.9% | 49.4% | 3.4% | 1.1% | 1.0% | 0.0% | 0.3% | 4.2% | 4.2% | 6.0% | 2.3% | 4.5% | 46.2% |

- ・塾や習い事に行っている割合は4年生から高くなります。
- ・高学年は授業終了後、過ごせる時間が短いものの「利用時間が合わない」の割合が低くなっています。
- ・4年生では子どもが行きたくないとっている割合が半数を超えます。

② 新区分によって定員が超過するのでは？

令和2年度は新型コロナウイルスの影響を踏まえ、区分1の利用を限定的にしています。このため、預かりが必要な世帯（午後5時までの預かりが必要な方）の一部は、すでに区分2へ変更していることが推測されます。

新区分については、これらの短時間の預かりが必要な方を対象とする区分であるため、新区分の創設により、区分2から新区分への変更もあると考えています。

このため、新区分の創設により、条例対象となる「すくすく」区分の利用者が急激に増えるクラブはあまりないと見込んでいます。

ただし、クラブによっては、定員を上回る申し込みがある可能性もあります。この場合には、学校と新たな兼用ルームの確保に向けて調整を行いますので、各区こども家庭支援課までご相談ください。

5 皆さまからいただいた主な疑問点等

おやつは4時に提供しなくてはならない？ 増えると提供できるか不安

③ おやつについて不安である。

留守家庭児童の生活のリズムを整えることが目的のため、午後4時を目安として、各クラブの実情に応じて対応していただいております。

おやつが増えてしまうと対応ができるか心配など、おやつについてご不安のあるクラブは、横浜市の委託事業である「よこはま障害者共同受注総合センター わーくる」が相談に応じることができる場合があります。

わーくるでは、キッズクラブからのおやつ提供（クッキー、マドレーヌ、パン等）の相談にのり、クラブからの依頼を障害者施設へつなぐコーディネートができます。

（わーくるの利用は無料です。詳細は「参考資料」のとおり）

「よこはま障害者共同受注総合センターわーくる」問合せ先

電話：045-306-9910

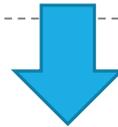
HP: <http://yokohama-juchuu.jp/>（問合せフォームあり）

④ 宿題を見ないといけないのか？

◆考え方（令和2年度マニュアル抜粋）

6 学習活動について

(1) 宿題等の学習活動は「生活の場」としての活動の一部です。また、子どもたちの相互のコミュニケーションの機会となるとともに、高学年の子どもたちが低学年の子どもたちに教えることによって「異年齢児の交流」ともなります。「学習活動」に対する考え方については、学校とも確認したうえで、子どもたちの自主性を尊重して柔軟に対応します。



令和3年度以降も基本的な考え方は変わりません。キッズクラブでは児童に宿題を教えることや、親にかわって音読を聞くことなどは行いません。
宿題等の学習活動は「生活の場」の一部として、キッズクラブでは、児童への声掛けや、環境づくりをしっかりと行う必要があります。

5 皆さまからいただいた主な疑問点等

⑤ 事務負担が増えるのでは？

利用区分の変更が増えるのでは？
区分が増えることで管理が大変になるのでは？

利用区分の度重なる変更は、極力控えていただくように「入会のしおり」に記載を追加しました。また、変更申込書では、変更となる理由を記載させるなどで、頻繁な利用変更を防ぐ工夫をしました。

クラブによっては、紙ベースで利用児童数を把握しているため、スタッフは子どもと関わる時間を割いて、利用児童数の管理を行っています。また、現場スタッフ等の声として「システムの導入」を望む声も出ています。

キッズクラブ事業について熟知した事業者のシステムを活用することにより、事務の負担を軽減させることができます。

5 皆さまからいただいた主な疑問点等

⑤ 事務負担が増えるのでは？

◆児童入退室管理システム等のIT連携事業者の紹介について

1 児童入退室管理システムの機能

児童の入退室の情報を保護者のスマートフォン等の端末にタイムリーで提供できるとともに、次の機能があります。

(1) 保護者へのお知らせ等の発信

(2) 児童の利用日、利用時間の一括管理

協定を結んだ事業者によるシステムには上記機能を必要最低限設けることとしており、事業者によっては、これに加えて、児童の利用予定の管理、保護者向けお知らせ共有機能、月報作成機能、アンケート集計機能などがあります。

5 皆さまからいただいた主な疑問点等

⑤ 事務負担が増えるのでは？

より詳細な情報は、令和2年10月23日発出の通知をご確認ください。

2 市と協定を結んだ事業者

| NO | システム名 | 企業・団体名 | システムPR（事業者より） | 担当/電話 |
|----|---------------------------------|-------------------|---|-----------------------------------|
| 1 | 放課後キッズクラブ・児童クラブ向けQRコード入退室管理システム | 株式会社 ティー・エム・シー | QRコードで児童の入退室を管理！保護者専用画面での予約・入退室確認・メッセージ機能があり、児童の安全と業務を効率化。月報の集計機能により事務も簡素化！ キッズ・学童クラブ専用のシステムなので、機能も充実しておりかゆい所に手が届きます！ | 営業部キッズクラブ担当 千葉 046-869-1551 |
| 2 | 学童運営支援システム「あんちゃん」 | 株式会社ジッテ | QRコードを読み取るだけで、入退室管理ができます。その他保護者向け連絡ツールなど学童運営機能が充実しております。横浜市準拠の帳票も自動で作成でき、業務効率化が実現可能です。入退室のみのプランも2480円～と低価格でご提供致します。 | システム統括グループ 塚越 045-290-5088 |
| 3 | 放課後登下校管理システム | A-OKシステムズ株式会社 | バーコードで児童の入退室を管理！保護者への入退室メール配信機能もついているので、児童の安全をリアルタイムで保護者が把握できます。キッズは日誌・月報の集計機能もついているので、事務も簡素化できます。 | システム開発部 土屋 050-3579-3057 |
| 4 | 学童会員コミュニケーション | 株式会社ヴィータス | 放課後児童クラブ事業をターゲットとしたシステムです。保護者専用ページで児童・保護者連絡先の自動管理、お便りやお知らせなどの情報提供や一斉メール送信、遠足や保護者総会の出欠確認、児童の入退室管理(保護者へ通知メール)が、スマートに実施できる、クラブと児童保護者のつながりを深めるサービスです。 | 事業開発部 加藤・野本 03-5244-5490 |

6 今後の取組(ロードマップについて)

◆継続して検討する内容(令和4年度に向けて実施)【「別紙」ロードマップのとおり】

今後も、4年度に向けて計画的に、着実に見直しを進めていくことができるよう、定期的に放課後部会を開催し、議論を進めていきます。

そして、内容によっては検討会等を開催し、運営法人や現場スタッフ等を交えながら、遊びの場の充実(プログラムの内容や考え方について)、人材の確保・育成等の支援による運営法人の安定化、地域立ち上げ法人への支援、アンケート結果でニーズの高い要望事項などについて検討し、事業の質の向上を図ります。

放課後キッズクラブ事業 質の向上に向けた取組 ロードマップ



7 令和3年4月に向けて

| 時期 | 内容 | |
|-------------|---|-------------|
| 12月28日まで | 質問受付期間 | 資料8 参照 |
| 令和3年1月13日まで | 【市】質問への回答 | |
| 1月中旬頃まで | 関係者への周知(保護者・放課後等デイサービス・出入りする事業者) | 資料4～6 参照 |
| 1月以降 | 入会のしおりの作成 各クラブによる利用者向け説明会の開催 3年4月に向けた準備 | |
| 2月4日 | 【市】法人連絡会(3年度予算について説明) | |
| 随時 | 【市】クラブ・法人への支援 | |

7 令和3年4月に向けて

令和3年4月に向け、各法人・クラブへの支援に取り組んでまいりますので、ご理解・ご協力のほど、よろしくお願いいたします。

◆相談はこちら

区をまたぎ複数クラブ運営する運営法人→放課後児童育成課 TEL 671-4068

上記以外の運営法人→各区こども家庭支援課（下記の通り）

主任・副主任等のスタッフ→各区こども家庭支援課 または 放課後児童育成課（巡回相談員） TEL 671-3587

| 【区役所連絡先】（各区こども家庭支援課） | | | | | | | | |
|----------------------|----------|----------|------|---------------|----------|----|---------------|----------|
| 区 | 電話番号 | FAX番号 | 区 | 電話番号 | FAX番号 | 区 | 電話番号 | FAX番号 |
| 鶴見 | 510-1886 | 510-1887 | 保土ヶ谷 | 334-6322 | 333-6309 | 青葉 | 978-2345 | 978-2422 |
| 神奈川 | 411-7046 | 321-8820 | 旭 | 954-6019 | 951-4683 | 都筑 | 948-2471 | 948-2309 |
| 西 | 320-8477 | 322-9875 | 磯子 | 750-2476 | 750-2540 | 戸塚 | 866-8485 | 866-8473 |
| 中 | 224-8139 | 224-8159 | 金沢 | 788-7753 | 788-7794 | 栄 | 894-8434 | 894-8406 |
| 南 | 341-1155 | 341-1145 | 港北 | 540-2212、2442 | 540-2426 | 泉 | 800-2339、2444 | 800-2513 |
| 港南 | 847-8393 | 842-0813 | 緑 | 930-2216 | 930-2435 | 瀬谷 | 367-5697 | 367-2943 |

【参考】
放課後部会での検討について

【参考】放課後部会での検討について

| 1回目(令和2年7月16日) | |
|----------------|--|
| 内容 | 事業見直しの必要性や現状、検討の視点について議論 |
| 主なご意見 | <ul style="list-style-type: none">・5か所以上運営している法人がある一方で、1か所や2か所しか運営していない地域が立ち上げた法人も多い。運営に格差が生じないように、今後サポートをしていく必要がある。・キッズクラブは1～3年生の利用が圧倒的に多く、高学年が体育館などで授業をしている時間のキッズルームは非常に児童が多い。そのスペース確保が課題だと感じる。・キッズクラブの運営には、人材の確保が欠かせないので、制度面でのバックアップを市にはお願いしたい。・全ての運営法人で情報交換を行ったほうが、お互い切磋琢磨できるのではないかと思う。また、児童の入退室のシステムも、全てのキッズクラブでできるとよいと思う。・スタッフ研修の中には、障害児に関する研修もあるので、とてもありがたいと感じている。・人材育成としての研修は、職員も忙しく研修会場への行き来にも時間を要する場合もある。研修だけを増やすのではなく、OJTを強化する必要がある。 |

【参考】放課後部会での検討について

| 2回目(令和2年9月7日) | |
|---------------|---|
| 内容 | 質の向上に向けた取組の方向性について議論 |
| 主なご意見 | <ul style="list-style-type: none">・区分1の利用時間の前倒しや土曜の区分1利用廃止については、関係者等へのアンケートを実施するなどして進めて欲しい。・区分1の遊び場利用が16時までとなる場合、高学年が利用しづらくなるという課題がある。・コロナ禍で遊び場利用である区分1は、利用が制限されており、利用しづらいという意見も聞いているので、見直しによって、生活の場利用の中に新区分ができることについては、期待をしている。・有料の新区分を設けた場合、経済的なことを考えて、新区分の登録をためらう方もいるのではないかと。困っている方を念頭に見直しを検討してほしい。・地域が立ち上げた法人が運営しているところが多く存在するところに横浜市のキッズクラブ事業の特色があると思う。安定的な運営については、そうした地域立上げの法人を意識した支援策ができたらいと思う。・質の向上のためには、やはり人材の確保と、現場業務負担の軽減のために行政でのバックアップをお願いしたい。 |

【参考】放課後部会での検討について

| 3回目(令和2年10月26日) | |
|-----------------|---|
| 内容 | 質の向上に向けた取組の方向性について議論 |
| 主なご意見 | <ul style="list-style-type: none">・高学年にキッズクラブが選ばれていない実態として、大人が見守るキッズクラブで遊びたくないと感じるのは、児童の成長過程においては自然なことのようにも思われる。・今後は、高学年が主体的にかかわれる活動や役割をキッズクラブの中に創出する取組が必要なのではないかと感じる。・家庭の中で地域を意識することが減っている。地域行事に参加すると主体的に交わる意識が芽生えていくため、プログラム内容を検討する際の視点に加えるとよい。・新区分を創設することでの運営法人や現場スタッフの負担にならないよう、クラブの実態に合わせた柔軟な対応も必要であるが、利用者にとって不公平感がないものとするために、市で一定のルールを定めることが必要である。 |

【参考】放課後部会での検討について

| 4回目(令和2年12月11日) | |
|-----------------|---|
| 内容 | 質の向上に向けた取組の方向性 まとめ |
| 主なご意見 | <ul style="list-style-type: none">・勤務時間も含めて母親の働き方が非常に多様化しているため、3年度から新区分が導入されることは嬉しいことである。・保護者のニーズや、アンケートの結果も踏まえた上で、方向性から変更した点について、きめ細かく対応していただいていると感じる。・新区分の導入を前倒すことでは利用者にとっては有意義になる。一方で、令和3年4月まで期間がないため、法人や現場が対応できるよう、相談窓口を設けるなど区局の支援が必要である。特に規模の小さい法人へのサポートが必要・「遊び」「生活」とともに育むことができるスタッフの育成が必要であり、今後に向けて職員の意識形成や力量形成に取り組む必要がある。・コロナによって区分1の遊びの場を制限しているが、「遊びの場」も大事な場であるため、今後の継続検討案件として、コロナ禍における遊びの提供について考えていく必要がある。・午後4時から5時までの留守家庭児童等ではない児童の過ごし方について、今後検討していく必要がある。 |

キッズクラブの見直しに関する取り組みや、放課後部会での検討内容については、横浜市ウェブページをご確認ください。

二次元コード



【URL】<https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/kosodate-kyoiku/hokago/hokagokids/minaoshi.html>

(トップページ>暮らし・総合>子育て・教育>放課後児童育成>放課後キッズクラブ>放課後キッズクラブの質の向上に向けた見直しについて

◆横浜市ウェブページ

The screenshot shows the top navigation bar of the City of Yokohama website. It includes the city logo, utility icons for accessibility (reading up, language, site map, help, call center), and a search bar. Below this is a secondary menu with categories like '暮らし・総合' (Living/General), '観光・イベント' (Tourism/Events), '事業者向け情報' (Information for Business), and '市の情報・計画' (City Information/Planning). A third row of navigation links covers areas like disaster relief, housing, taxes, childcare, health, and citizen participation.

[トップページ](#) > [暮らし・総合](#) > [子育て・教育](#) > [放課後児童育成](#) > [放課後キッズクラブ](#) > [放課後キッズクラブの質の向上に向けた事業の見直しについて](#)

放課後キッズクラブの質の向上に向けた事業の見直しについて

最終更新日 2020年12月11日

印刷する

横浜市では、全ての児童に豊かな放課後を過ごせる場所と機会を提供するとともに、増加する留守家庭の子どもたちの居場所を充実させるため、小学校施設を活用した放課後キッズクラブの全校展開を進め、今年4月に340校全ての小学校において、放課後キッズクラブを設置することができました。

今後、利用者のニーズ等に応じた質的充実を図ることができるよう、平成30年度に実施した約7万人を対象とした保護者アンケートの分析結果等を踏まえ、現状の課題を整理し、「見直しの方向性」をまとめました。

見直しに取り組むにあたっては、横浜市の審議会である「子ども・子育て会議放課後部会(以下、「放課後部会」という。))を中心とした有識者の皆様や、関係者の皆様との議論を踏まえながら、検討を進めていきます。

外部有識者会議資料(横浜市子ども・子育て会議放課後部会)

放課後部会の会議資料・議事録は「[横浜市子ども・子育て会議会議資料・会議録](#)」のページに掲載されています。

放課後部会のキッズクラブの見直しに関する開催回は以下のとおりです。ページに掲載されている該当回の会議録・会議資料をご覧ください。

- 【第4期】放課後部会第4回(令和2年7月16日)
- 【第4期】放課後部会第5回(令和2年9月7日)
- 【第4期】放課後部会第6回(令和2年10月26日)
- 【第5期】放課後部会第1回(令和2年12月11日)

関連アンケート(結果)

[「横浜市子ども・子育て支援事業計画」の策定に向けた利用ニーズ把握のための調査\(平成30年度実施\)](#)

放課後キッズクラブの見直し よくある問合せ一覧（令和3年2月4日時点）

（令和3年2月4日法人連絡会資料）

| No (新) | カテゴリー | 質問内容 | 回答 | マニュアル関連ページ |
|-----------|----------------|--|--|--|
| 1 | ②わくわく【区分1】の受入れ | 学校休業日のわくわく【区分1】の受入れ時間は2時間程度とのことだが、どのように受入れたらよいか。 | 9時～16時までの間で午前と午後2回実施することを原則とします。1日あたり1人2時間程度利用できる時間の設定をしてください。 | Ⅱ－2 児童の利用について 3 放課後キッズクラブの利用について（2）利用区分 P ● |
| 2 | ②わくわく【区分1】の受入れ | すすく【区分2 A・B】の人数がで定員を満たしてしまった場合は、わくわく【区分1】は受け入れる余地がない。 学校から教室を借りられない場合は、わくわく【区分1】の活動は無しでよいか。 | わくわく【区分1】については定員がありませんので、わくわくの定員や利用児童数に関係なく、受け入れを行ってください。 | Ⅱ－2 児童の利用について 3 放課後キッズクラブの利用について（2）利用区分 P ● |
| 3 | ②わくわく【区分1】の受入れ | わくわく【区分1】が、常時、土曜利用する場合、800円×4＝3200円払うことになる。 すすく（ゆうやけ）【区分2 A】に登録し、4時までに帰ればおやつ代は発生しないので利用料は2000円だから、そのほうがよいという考え方であっているか。 | すすく【区分2 A・B】は留守家庭児童等に対して、月～土曜日において遊びと生活の場を提供するものです。また、おやつ代は、おやつを提供しない子には、原則として徴収しません。そのため、現在、区分1のお子さんで、土曜日のみ・17時まで利用している留守家庭については、すすく（ゆうやけ）【区分2 A】への登録が適していると考えられます。 ただし、どの利用区分を選択するかは各ご家庭の判断に委ねられますので、ご家庭の意向を尊重してください。 | Ⅱ－2 児童の利用について 3 放課後キッズクラブの利用について（2）利用区分 P ● |
| 4 | ②わくわく【区分1】の受入れ | 来年度も、コロナ禍においては、すすく【区分2 A・B】の対象児童数と定員次第で、わくわく【区分1】の受け入れは、来年度も限定になるのか。 | コロナ禍においては、密を避けるために、わくわく【区分1】の受入れは、引き続き学年等による利用制限をかけることを原則とします。ただし、わくわく【区分1】の児童が少なく、かつ密が避けられる場合には、利用制限を解除していただいてもかまいません。 なお、全市的にコロナ禍におけるわくわく区分の利用制限を解除する場合には、本市から通知をさせていただきます。 | Ⅱ－2 児童の利用について 3 放課後キッズクラブの利用について（2）利用区分 P ● |
| 5 | ②わくわく【区分1】の受入れ | わくわく【区分1】は毎日来られるのか。また、長期休みも毎日来られるのか。 | わくわく【区分1】は放課後キッズクラブが指定する利用時間で2時間程度であれば、月～金で毎日利用することができます。 なお、コロナ禍においては、密を避けるために、わくわく【区分1】の受入れは、引き続き学年等による利用制限をかけることを原則とします。ただし、わくわく区分の児童が少なく、かつ密が避けられる場合には、利用制限を解除していただいてもかまいません。 | Ⅱ－2 児童の利用について 8非常時における「わくわく【区分1】」の利用制限について P ● |
| 6 | ②わくわく【区分1】の受入れ | 運動会の代休などでキッズクラブを1日開所するときのわくわく【区分1】の受入れは長期休業と同じか（午前または午後2時間程度）。 | お見込みとおりです。代休は学校休業日となります。そのため、わくわく【区分1】については、午前または午後の2時間程度で受入れてください。 | Ⅱ－2 児童の利用について 8非常時における「わくわく【区分1】」の利用制限について P ● |

| No (新) | カテゴリー | 質問内容 | 回答 | マニュアル関連ページ |
|-----------|-------------------|---|--|--|
| 7 | ②わくわく【区分1】の受入れ | プログラム参加の場合、16:30下校の場合はお迎え必須か。 | 各キッズクラブでお迎えを必要としない最終下校時刻を決めていただき、それを越える場合についてはお迎えをお願いしてください。 | Ⅱ-1 開所日及び開所時間 2 開所時間 P ● |
| 8 | ②わくわく【区分1】の受入れ | 土曜日にわくわく【区分1】の参加がなくなり、参加人数が減ることが予想されるが、午後の参加者がいないため12時で閉所した場合、1日閉所になるのか。 (半日閉所の扱いができないか) | ご質問のとおり12時で閉所した場合には、1日の閉所の取り扱いとなります。 | Ⅱ-1 開所日及び開所時間 4 土曜日及び学校休業日の閉所について P ● |
| 9 | ②わくわく【区分1】の受入れ | わくわく【区分1】の利用について、学校休業日は午前か午後の2時間程度の利用が可能で、キッズクラブ内で、昼食を食べることはできないということだが、学校がある日の短縮授業で給食なしの場合、昼食持参で午後4時まで参加可能という理解でよろしいか。 | 短縮授業であっても、学校がある日であるため、わくわく【区分1】は、午後4時まで利用できます。そのため、給食がない日については、わくわく【区分1】についても、昼食を持参させたり、一時帰宅して昼食をとってから利用させたりするなど、キッズクラブで対応をお願いします。 なお、コロナ禍において、わくわく【区分1】の限定利用をお願いしている間は、給食開始日前や短縮授業（給食なし）であっても、わくわく【区分1】（「スポット利用」除く）の児童は、キッズクラブ内で昼食をとることはできません。 | Ⅱ-2 児童の利用について 8非常時における「わくわく【区分1】」の利用制限について P ● |
| 10 | ②わくわく【区分1】の受入れ | 平日について、わくわく【区分1】の児童のみで、すくすく【区分2A・B】の児童がいなかった場合、16時で閉所してもよいか。 | 17時までは最低職員配置基準の職員数を維持していただきますようお願いいたします。 | Ⅱ-1 開所日及び開所時間 3 平日の閉所について P ● |
| 11 | ③わくわく【区分1】のスポット利用 | わくわく【区分1】のスポット利用とは17時までのことか19時までのことかどちらのことか？ | わくわく【区分1】のスポット利用は19時までです。 | Ⅱ-2 児童の利用について 3 放課後キッズクラブの利用について（2）利用区分 P ● |
| 12 | ③わくわく【区分1】のスポット利用 | わくわく【区分1】のスポット利用は、利用時間に関係なく、1回あたり800円で、キッズクラブの開所時間から閉所時間まで利用できる、という理解でよいのか。 また、令和3年度からは土曜日に関しては区分1はスポットの利用も受けられないのか。 | わくわく【区分1】のスポット利用の運用についてはその通りです。 また、土曜日は、これまで通り、わくわく【区分1】のスポット利用を受け付けてください。なお、スポット利用の場合、当該児童は、「放課後児童健全育成事業」の利用者という扱いになります。そのため、土曜日の最低配置人数としては、1支援の単位（40人以下）の場合には、最低配置人数は2人です。 | Ⅱ-2 児童の利用について 3 放課後キッズクラブの利用について（2）利用区分 P ● |
| 13 | ③わくわく【区分1】のスポット利用 | 児童が学校にお金を持ってくるのは好ましくない。必ず保護者のお迎えにして、スポット利用料を受け取るようにしてもよいのか。 | 料金徴収の方法は各キッズクラブで決めていただいで構いません。 | Ⅱ-2 児童の利用について 9 利用料等について（1）利用料・おやつ代等の徴収 P ● |

| No (新) | カテゴリー | 質問内容 | 回答 | マニュアル関連ページ |
|-----------|-------------------|--|---|--|
| 14 | ③わくわく【区分1】のスポット利用 | わくわく【区分1】のスポット利用の場合、おやつを食べずに帰る（例えば16時までの利用）ときは、スポット利用料800円以外に、おやつ代を徴収しなくてもよいか。 | おやつ代は実費程度の徴収となりますので、おやつを提供しない子については、おやつ代は原則として徴収しません。 | Ⅱ－2 児童の利用について 3 放課後キッズクラブの利用について（2）利用区分 P ● |
| 15 | ③わくわく【区分1】のスポット利用 | わくわく【区分1】に登録している学童保育や放デイと併用している児童のお迎えが16時までに間に合わず、わくわく区分の利用時間を過ぎた場合、スポット利用料（800円／回）を徴収するの。 | 民間学童や放課後等デイサービスの事業者には、今後のキッズクラブ事業の見直しについての周知文を作成しましたので、そちらをお渡しいただき、16時までにお迎えに来ようお願いします。バス等のお迎えが16時以降になる場合は、すくすく区分への登録をお願いします。 | Ⅱ－2 児童の利用について 7 一時帰宅等について P ● |
| 16 | ④警報発表時の対応 | 学校が警報で休みの時は学校との話し合いでお休みにする事になっている。その対応で問題ないか。 | 警報発表時の対応は、これまで通り学校や地域の実情に応じて、変えていただいて構いません。 | 【安全管理マニュアル】 Ⅳ災害時の対応 4 風水害（暴風・大雪・暴風雪警報及び降灰用法発表時・特別警報発表時） P ● |
| 17 | ④警報発表時の対応 | 警報発表時において、原則、すくすく【区分2A・B】及びわくわく【区分1】のスポット利用のみ受入れを行うことになっているが、必ずおやつを提供する時間（16時）までいることは必須か。また、登校後の警報発表時の対応について、わくわく【区分1】のスポット利用を受けなくてもよいか。 | スポット利用は、保護者の都合により、その日一時的に留守家庭児童となるお子さんが利用するための制度です。そのため、おやつまで必ず利用していることは、スポット利用の条件とはなりません。また、保護者のお迎え時刻が午後4時前であってもスポット利用として受入れることは可能です。 また、登校後の警報発表時の対応について、クラブの判断において、スポット利用を不可とすることは差支えありませんが、その場合、その旨を入会のおしりに明記し、保護者に周知していただくと共に、その可能性がある日にスポット利用の申込がある子の保護者に対しては、念のため当日利用できない可能性がある旨を連絡し、保護者と認識の齟齬が生じないようにしてください。 なお、警報発表時の対応については、学校の意向等を踏まえて変更することも可としていますので、学校とその対応について共有しておく等、児童の引渡しに支障がないようにしてください。 | 【安全管理マニュアル】 Ⅳ災害時の対応 4 風水害（暴風・大雪・暴風雪警報及び降灰用法発表時・特別警報発表時） P ● |
| 18 | ④警報発表時の対応 | 警報が登校後の場合、わくわく【区分1】の児童は学校の監督下に置かれると考えてよい。 | わくわく区分の子に関しては、これまでの利用区分1と同じく、基本的には学校での対応となります。 | 【安全管理マニュアル】 Ⅳ災害時の対応 4 風水害（暴風・大雪・暴風雪警報及び降灰用法発表時・特別警報発表時） P ● |
| 19 | ⑤おやつ提供 | すくすく【区分2A・B】に対するおやつ提供は、16時ちょうどに行わなければならないか。 | 留守家庭児童の生活のリズムを整えることが目的のため、原則16時を目安に提供することがふさわしいと考えています。ただし、各クラブの実情に応じて対応していただいて構いません。なお、おやつを提供する場合には、実費程度を徴収してください。 | Ⅲ－1 放課後キッズクラブにおける活動について 7 おやつ提供 P ● |

| No (新) | カテゴリー | 質問内容 | 回答 | マニュアル関連ページ |
|-----------|--------|--|--|-------------------------------------|
| 20 | ⑤おやつ提供 | 平日と土曜日・学校休業日でおやつ提供時間を変更してもよいか。 | 生活のリズムを整えるという趣旨を踏まえて、変更する場合は構いません。ただし、土曜や学校休業日で提供時間を変更する旨は、キッズニュース等を通じて保護者に周知してください。 | Ⅲ－1 放課後キッズクラブにおける活動について 7 おやつ提供 P ● |
| 21 | ⑤おやつ提供 | すすく【区分2 A・B】で、おやつ提供はしないと云っている家庭の児童には、おやつ提供しなくてもよいか。 | 原則提供してください。ただし、おやつ提供が必要ないという保護者の方には、その理由を聞き、お子さんの意向を踏まえて、よく話し合っていたらうえて、クラブ側で対応できる場合は、提供しなくても構いません。 | Ⅲ－1 放課後キッズクラブにおける活動について 7 おやつ提供 P ● |
| 22 | ⑤おやつ提供 | 区分2の人数が60名ほど予想されます。コロナ禍が終われば、おやつは一斉にできるかもしれませんが、それまでの間、区分2Aの児童に対するおやつ時間（4時ごろ）と区分2Bの児童に対するおやつ時間（5時ごろ）とを分けて提供することはできるのですか？ | コロナ禍においては、食事の提供を分散させることも必要になりますので、クラブの状況に応じて判断していただいて構いません。 | Ⅲ－1 放課後キッズクラブにおける活動について 7 おやつ提供 P ● |
| 23 | ⑤おやつ提供 | すすく（ゆうやけ）【区分2 A】の子のおやつは手作りが難しいため、ゆうやけの子のおやつの金額と、すすく（ほしぞら）【区分2 B】の子のおやつの金額を別々に設定（たとえばゆうやけは月額1000円、ほしぞらは2000円）としてもかまわないか。 | 1つのキッズクラブにおいて、すすく区分のゆうやけとほしぞらで、異なるおやつを提供することは、児童の育成の観点から望ましくなく、また、実費の徴収額が異なることも保護者トラブルにつながるため、控えてくださいますようお願いいたします。ただし、滞在時間や学年等に合わせ、食べる時間や量が異なる等明確な違いがあり、かつ保護者の要望を受けて変更する等、実態に合わせて対応いただくことは構いません。 | Ⅲ－1 放課後キッズクラブにおける活動について 7 おやつ提供 P ● |
| 24 | ⑤おやつ提供 | おやつ時間について、原則16時だが、各クラブに応じて対応して構わないのならば、今まで通り17時におやつでもよいのか。 | 留守家庭児童の生活のリズムを整えることが目的のため、原則16時を目安に提供することがふさわしいと考えています。ただし、各クラブの実情に応じて対応していただいて構いません。すすく（ゆうやけ）【区分2 A】についても、原則おやつを提供してください。 | Ⅲ－1 放課後キッズクラブにおける活動について 7 おやつ提供 P ● |
| 25 | ⑤おやつ提供 | おやつ時間を15時半とすることに問題はないか。 | おやつ時間を16時よりも前に提供することは、差支えありません。 | Ⅲ－1 放課後キッズクラブにおける活動について 7 おやつ提供 P ● |
| 26 | ⑤おやつ提供 | 15時半のおやつ提供に問題ないとのことだが、その場合、おやつを食べている時間帯は、わくわく【区分1】は参加できないという理解でよろしいか。 | おやつ提供時間が早まることで、わくわく【区分1】の利用時間がその時間まで短縮するわけではありません。わくわく【区分1】の利用時間は午後4時までなので、午後3時30分におやつを提供する場合には、おやつを提供するスペースと活動スペースを分ける等の工夫をお願いします。 | Ⅲ－1 放課後キッズクラブにおける活動について 7 おやつ提供 P ● |

| No (新) | カテゴリー | 質問内容 | 回答 | マニュアル関連ページ |
|-----------|------------------------|--|---|--|
| 27 | ⑤おやつを提供 | キッズクラブで提供するおやつはどの程度でよいと考えているか。 | おやつを提供に関する考え方に変更はありません。 また、昼食と夕食の時間帯等を考慮して、その内容や量を工夫していただく必要はありますが、必ずしも手作りである必要はないものと考えます。 | Ⅲ－１ 放課後キッズクラブにおける活動について 7 おやつを提供 P ● |
| 28 | ⑥すくすく（ゆうやけ）【区分2 A】のお迎え | すくすく（ゆうやけ）【区分2 A】の利用児童は一人で帰宅できるのか。それとも、保護者のお迎えが必要か。 | キッズクラブごとに最終下校時刻を設けていただき、その時間よりも後に帰宅する児童については、保護者のお迎えを必須としてください。 （最終下校時刻が16時30分の場合は、16時30分以前であれば児童を一人で帰宅させてよく、16時31分以降は保護者のお迎えが必要です。） | Ⅱ－１ 開所日及び開所時間 1 開所日 P ● |
| 29 | ⑦プログラム | わくわく【区分1】も交えたプログラムは、16時までで終了しなければならないのか。 | 特例として、平日においては、週1回程度であれば、16時30分程度までプログラムの時間を延長できるものとします（プログラムに参加しないわくわく【区分1】の児童は16時まで）。16時を越えてプログラムを実施する場合には、参加児童の保護者に対してプログラム終了時間を伝えて、いつもと違う帰宅時間になること（又はお迎えが必要になること）を周知してください。 なお、16時までで終了するプログラムについて、回数の制限はありません。 | Ⅱ－２ 児童の利用について 5 プログラムの実施について（プログラムの特例について） P ● |
| 30 | ⑦プログラム | 土曜日はわくわく【区分1】も交えたプログラムは実施できないのか。 | 特例として、月1回程度であれば、実施することを可とします。また、実施時間は、9時～16時30分の間で、4時間程度とし、内容に応じて柔軟に設定してください。 | Ⅱ－２ 児童の利用について 5 プログラムの実施について（プログラムの特例について） P ● |
| 31 | ⑦プログラム | プログラムの特例を適用するプログラムの内容に制限はあるのか | プログラムの特例は、異年齢交流を図ることや、地域や保護者の方に参加してもらうことを目的に設けました。その趣旨をご理解いただいたうえで、プログラムの内容を考えていただきますようお願いいたします。 | Ⅱ－２ 児童の利用について 5 プログラムの実施について（プログラムの特例について） P ● |
| 32 | ⑦プログラム | わくわく【区分1】について、長期休業日のイベント実施時の特例はないのか？ | 学校休業日のプログラムは、9時～16時の間で1回あたり2時間程度を基準としてください。2時間を超えて実施するプログラムの場合の特例は、週1回程度で、9時～16時30分までの間で実施時間は4時間程度としてください。 | Ⅱ－２ 児童の利用について 5 プログラムの実施について（プログラムの特例について） P ● |
| 33 | ⑦プログラム | 土曜日や長期休業期間中に1日かけて遠足に行っているクラブがある。1日4時間を超えるが実施して差し支えないか。 | 学校外でしか実施できない（宿泊等）プログラムに関しては、4時間を超えて実施していただいても構いません。ただし、その場合には、区に対し「実施計画書」を提出してください。 | Ⅱ－２ 児童の利用について 5 プログラムの実施について（プログラムの特例について） P ● |

| No (新) | カテゴリー | 質問内容 | 回答 | マニュアル関連ページ |
|-----------|--------|--|--|--|
| 34 | ㉞プログラム | 学校休業日のわくわく【区分1】は、午前・午後ともに2時間程度の設定で、どちらか一方の参加とことだが、プログラムの特例（4時間程度）を活用し、午前は通常活動で2時間、午後をプログラム特例で4時間とすることは可能か。 それともイベント実施日は午後を実施する場合は、午前は区分1閉所のほうがよいのか？ | プログラムの特例（週1回程度、午前9時～午後4時30分までのうち4時間）を活用して、プログラムを実施する日は、わくわく【区分1】の通常活動はできません。そのため、ご質問にあった4時間程度のイベントを午後を実施する場合、わくわく【区分1】は、午前中利用することはできません。 | Ⅱ－2 児童の利用について 5プログラムの実施について（プログラムの特例について） P● |
| 35 | ㉞プログラム | わくわく【区分1】がプログラムで16時以降の下校になった場合、料金がかかるのか。 | プログラムは、材料費等の実費相当額を除き、無償で提供することとしています。 そのため、プログラムの特例を活用したプログラムに参加したお子さんについては、プログラム終了時刻までは無償となります。 | Ⅱ－2 児童の利用について 5プログラムの実施について（プログラムの特例について） P● |
| 36 | ㉞プログラム | イベント実施に伴う、区分1児童の下校時間について、週1回程度とは、その児童にとって週1回と捉えてよいか。 | プログラムの特例の頻度としてお示している週1回程度とは、キッズクラブごとの頻度です。そのため、ご質問にありましたような児童単位ではありません。 また、16時までのプログラムについては、実施回数に制限はありません。 なお、週1回程度とは、年間を通してその程度におさまっていれば問題ないものとします。そのため、実施時期に偏りがあっても差支えありません。 (例) 4～6月→週2回程度実施、1・2・3月→実施なし | Ⅱ－2 児童の利用について 5プログラムの実施について（プログラムの特例について） P● |
| 37 | ㉞プログラム | そもそもプログラムとはどういう活動のことを市では意味しているのか。 また、プログラムとイベントとの違いは何か。 | プログラム活動については、「放課後キッズクラブ事業運営マニュアル 第1巻」P●をご参照ください。プログラムとイベントの明確な使い分けはしていませんが、プログラムを包括した中にイベントが位置付けられているという認識です。 なお、プログラムの特例（午後4時30分まで延長）は異年齢交流を図ることや、地域や保護者の方に参加してもらうことを目的に設けたものですので、プログラムの特例を行う場合には、この趣旨をご理解いただいた上で実施してください。 | Ⅲ－1 放課後キッズクラブにおける活動について 3プログラムの活動について P● |
| 38 | ㉞学習時間 | 学習時間について、どのようなことをさせればよいのか。 | 学習時間を設ける目的は、留守家庭児童の生活のリズムを整えることです。学校の授業のように教えるのではなく、児童自ら宿題をしたり、読書をしたりするなど学習習慣が身に付くようにしてください。 | Ⅲ－1 放課後キッズクラブにおける活動について 8学習活動について P● |
| 39 | ㉞学習時間 | 現在、既にキッズクラブに来たら宿題をする習慣があるが、今回の見直しに合わせて、その時間も変更しなければならないか。 | 学習時間を設ける目的は、留守家庭児童の生活のリズムを整えることです。すでに学習時間を設けているクラブについては、今回の見直しに合わせて、学習時間を変更していただく必要はないと考えています。 | Ⅲ－1 放課後キッズクラブにおける活動について 8学習活動について P● |

| No (新) | カテゴリー | 質問内容 | 回答 | マニュアル関連ページ |
|-----------|--------|---|---|--|
| 40 | ㊟学習時間 | 保護者の同意を得、学校からの許可も得られた際は、宿題で困っている子どもがいたら親に代わってサポートする、音読をきいてあげる、という行為を職員がやってもよいか。 また、プログラムの一環として、さんすう、作文、英語なども検討しているが、導入してよいか。 | 質問内容にもありますとおり、保護者と学校の許可が得られた場合にはクラブの判断で対応していただいても構いませんが、児童の自主性を尊重し、強制することがないようにしてください。 学習のプログラムを導入する場合にも、学校や保護者の理解が不可欠で、上記同様に、児童の自主性を尊重し、強制することがないようにしてください。 なお、学習プログラムの講師謝金は実費負担とはならず、事業費からの支出としてください。 | Ⅲ－１ 放課後キッズクラブにおける活動について 8 学習活動について P ● |
| 41 | ㊟職員配置 | 16時を過ぎるプログラムを実施する場合の職員体制はどうなるのか。 | 職員最低配置基準はわくわく【区分1】の児童がいるか否かで異なります。 | Ⅱ－３ 職員について 3 職員の最低配置基準について P ● |
| 42 | ㊟職員配置 | 対象児童数が40名を超えるクラブで、ゆやけ【区分2A】を単位1、ほしぞら【区分2B】を単位2とした場合17時以降の職員配置を2人とすることは可能か。 | 可能です。支援の単位の考え方は、令和2年度から変更ありません。一部の児童が帰宅し、支援の単元に属する児童が0人となった場合には、その支援の単位の育成支援を終了することができます。 | Ⅱ－３ 職員について 3 職員の最低配置基準について P ● |
| 43 | ㊟職員配置 | 要配慮児童に対し最低配置人員は従来通りか。 | 障害児が登録・利用している場合は、障害児受入推進加算補助等を活用して、職員配置最低基準に追加して職員を配置していただくこととなります。 | Ⅳ 補助制度について 2 補助金の種類 (1) 運営費 障害児受入推進加算補助 P ● |
| 44 | ㊟定員の設定 | 対象児童数が定員を超える場合、すくすく【区分2A・B】の申込みを断ってもよいか。 | 活動場所等を調整するため、対象児童数が定員を超えそうな場合には、早めに各区こども家庭支援課までご連絡ください。なお、定員超過を理由として、すくすく【区分2A・B】の申込みは断らないでください。 | Ⅱ－５ その他運営に伴う留意点 4 学校との関わり方について (2) 活動場所 (専用・兼用ルーム) P ● |
| 45 | ㊟定員の設定 | 兼用ルームが利用できない、またふさわしくないと思う場所が兼用ルームになっている。兼用ルームを除き、定員の修正はできないか。 | 現状の活動場所では、すくすく【区分2A・B】の受入れが困難な場合は、学校と新たな兼用ルームの確保に向けて調整を行いますので、各区こども家庭支援課にご相談ください。 | Ⅱ－５ その他運営に伴う留意点 4 学校との関わり方について (2) 活動場所 (専用・兼用ルーム) P ● |
| 46 | ㊟保険制度 | 保険料振込手数料は市指示で保護者負担とすると表現して良いか (キッズ間で違いがあると不公平。また、保護者の負担感が強いので) | 各クラブの判断で振り込みを導入される場合は、保険料に関わらず、原則振込手数料は、保護者負担としています。利用者により振込が難しい場合等、柔軟な対応をご検討ください。 なお、軽微な修正を除き、記載内容は、各区こども家庭支援課まで確認してください。(運営するキッズクラブが複数区にわたる場合は、こども青少年局放課後児童育成課まで確認してください)。 | 【安全管理マニュアル】 Ⅴ けが、病気への対応 4 保険制度 P ● |

| No (新) | カテゴリー | 質問内容 | 回答 | マニュアル関連ページ |
|-----------|----------------|--|--|---|
| 47 | ㊚保険制度 | クラブがどの保険に加入したか、年度初めに区役所に報告するのか。 | 交付申請時に提出する運営概況に記載欄を設けましたので、そちらに記入してください。 | V 申請・届出書類記載例 第3号様式 運営概況 【安全管理マニュアル】 V けが、病気への対応 4 保険制度 P ● |
| 48 | ㊚保険制度 | スポーツ安全保険では収納代行業者を利用することができるということだが、現行と同様に個人が納付書等で支払う方法があるということか。 | スポーツ安全保険については、幹事保険会社が提携している収納代行業者を利用し、保護者がコンビニで払込票にて保険料を支払うことができるサービスがあります。詳しくは、収納代行業者にお問い合わせください。 | 【安全管理マニュアル】 V けが、病気への対応 4 保険制度 P ● |
| 49 | ㊚保険制度 | 保険制度について、スポーツ安全保険を検討している。 保険料の徴収について、法人でゆうちょ口座を作成して、そこに今までのように払込用紙で払って頂く形で考えている。 その際、作成する口座は通帳の無い振替口座で良いか？（通帳のある総合口座だと保護者の負担する振込料が高いので） 振替口座でもネットなどで入金記録は確認できる。 | 作成する口座は、通帳の無い振替口座でも構いません。 | 【安全管理マニュアル】 V けが、病気への対応 4 保険制度 P ● |
| 50 | ㊚入会のしおり・利用申込書等 | リモート等の勤務形態で、就労証明書が添付できない場合、利用申込書の確認事項欄「～虚偽はありません。」で読みかえた後、就労証明書の提出はどうしたらよいか。 | 虚偽にかかる確認事項は、必要書類について押印等の形式的な要件がなくとも、合理的な理由があれば、そのまま受理していただいても構わない趣旨で設けています。 ご質問は、就労証明書が提出いただけない場合の対応についてですが、その場合は、提出できない理由と提出時期を聞き取っていただき、キッズクラブの事務処理欄に記載していただきますようお願いいたします。 | 【第2巻】 入会のしおり P ● |
| 51 | ㊚入会のしおり・利用申込書等 | 利用区分変更の回数に制約を文書（入会のしおり等）で表現してよいか。正当な理由以外区分変更をしないよう表現してよいか。 | 今回の制度見直しに合わせて、利用区分変更申込書の中に変更の理由を記載させるように様式を変更いたしました。また、入会のしおりにおいても頻繁な区分変更を控えるように記載しておりますので、区分変更の上限や正当な理由以外は区分変更をしない等の条件を付すことはやめていただきますようお願いいたします。度重なる変更が続く場合は、個別に対応をお願いします。同様の事例が多い場合は、今後対応を検討しています。 | 【第2巻】 入会のしおり P ● |
| 52 | ㊚入会のしおり・利用申込書等 | 今回かなり制度が変わるため、保護者の方たちに必ず読んでいただけるような注意喚起文をしおりの表紙に掲載してもよいか。 | 差支えありません。 なお、軽微な修正を除き、記載内容は、各区子ども家庭支援課まで確認してください。（運営するキッズクラブが複数区にわたる場合は、子ども青少年放課後児童育成課まで確認してください）。 | Ⅱ－2 児童の利用について 3 放課後 キッズクラブの利用について（2）利用区分 P ● |
| 53 | ㊚入会のしおり・利用申込書等 | R3年度入会のしおりの利用申込書について、「キッズ(学校) から自宅までの略図」は、そもそもキッズからの行き帰りについては保護者の責任となっているので本来は必要ないようにも思う。方が一必要な場合には、今やインターネットで住所からすぐに調べることができ、書いていただいてもよくわからないケースもままある。保険料の徴収を従来の方法と同様に行う予定のため、その納付のエビデンスコピーを添付していただく箇所を設けたく、地図を記入いただく欄は省いてもよろしいか？ | キッズ(学校) から自宅までの略図の欄は、キッズクラブと保護者とで児童の下校経路の共通認識をもつために設けています。利用申込書のひな形にある項目は、本市統一の項目となりますので、削除いただきませんようお願いいたします。 なお、利用申込書のひな形にない項目で追加したい項目がある場合は、必要に応じて追加していただきますようお願いいたします。 | Ⅱ－2 児童の利用について 3 放課後 キッズクラブの利用について（2）利用区分 P ● |

| No (新) | カテゴリー | 質問内容 | 回答 | マニュアル関連ページ |
|-----------|----------------|---|--|---|
| 54 | ⑩入会のしおり・利用申込書等 | すくすく（ゆうやけ）【区分 2 A】登録の場合、保護者の就労は午後5時まで就労していることが求められるか。 | すくすく【区分 2 A・B】は、保護者が就労等により、昼間家庭でお子さんを養育することができないことが対象となりますが、利用時間と就労実態が一致していることまでは求めていません。したがって、ご質問のように17時までの勤務実績がないと、すくすく【区分 2 A】への登録ができないわけではありません。なお、この考えは、新型コロナ感染拡大防止以降も同様です。 | Ⅱ－2 児童の利用について 3 放課後キッズクラブの利用について（2）利用区分 P ● |
| 55 | ⑩その他 | 定員を超えた申込は断って良いか？ | 活動場所等を調整するため、対象児童数が定員を超えそうな場合には、早めに各区子ども家庭支援課までご連絡ください。なお、定員超過を理由として、すくすく【区分 2 A・B】の申込は断らないでください。 | Ⅱ－2 児童の利用について 3 放課後キッズクラブの利用について（4）利用児童の受入れ P ● |
| 56 | ⑩その他 | 学校によって、わくわく【区分 1】の利用時間を 1 6 時を 1 6 時 3 0 分にすることは可能か。 | わくわく【区分 1】の利用時間は、全市統一のルールとして定めるものです。そのため、各キッズクラブの判断でその利用時間を延長することはできません。 | Ⅱ－2 児童の利用について 3 放課後キッズクラブの利用について（4）利用児童の受入れ P ● |

| | | |
|----------|----------------|-----------------|
| 6 | 放課後の居場所 づ く | |
| | 本年度 | 千円 9,413,647 |
| | 前年度 | 8,830,475 |
| | 差引 | 583,172 |
| 本年度の財源内訳 | 国 | 2,599,555 |
| | 県 | 2,238,911 |
| | その他 | 838 |
| | 市費 | 4,574,343 |

事業内容

全ての児童を対象とした「放課後キッズクラブ」や、留守家庭児童等を対象とした「放課後児童クラブ」への運営支援を行います。

また、全ての子どもたちにとって一層安全で豊かな放課後の居場所となるよう、引き続き、放課後施策の質の向上に向けた検討に取り組めます。さらに、利用料の保護者負担を一部軽減するほか、感染症対策に関する職員配置の費用を支援します。

特別支援学校における「はまっ子ふれあいスクール」の実施や、公園の一部を「子どもの創造力を生かした自由な遊び場」として活用するプレイパークの活動の支援を引き続き実施します。

1 放課後キッズクラブ事業<拡充> 特集3 64億4,464万円

学校施設等を活用し、全ての子どもを対象とした「遊びの場」と留守家庭児童を対象とした「生活の場」を兼ね備えた、安全・安心な放課後の居場所を提供するとともに、児童の健全な育成を行います。

利用者のニーズや新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ、区分2の中に短時間利用の料金設定とする「新区分」を創設します。あわせて、利用料の保護者負担減免の対象を、就学援助世帯まで拡大します。

また、感染症対策として、消毒等の補助業務を行うための職員配置の費用を支援します。

- 運営か所数 339か所（小学校統合により1か所減）

2 放課後児童クラブ事業<拡充> 特集3 28億5,325万円

地域の理解と協力のもと、保護者の就労等により留守家庭となる、児童の遊び及び生活を通じた健全育成を行います。また、補助対象となる各クラブの保護者負担減免の対象を、就学援助世帯まで拡充します。

また、感染症対策として、消毒等の補助業務を行うための職員配置の費用を支援します。さらに、業務のICT化を推進するために機器の導入等の経費を補助します。

- 運営か所数 231か所（新規3か所、継続228か所）



【放課後キッズクラブの活動】

3 特別支援学校はまっ子ふれあいスクール事業 8,317万円

一部の特別支援学校に設置されているはまっ子ふれあいスクールにおいて、学校施設を活用し、遊びを通じた異年齢児間の交流を促進することにより、児童の健やかな成長を支援します。

- 運営か所数 5か所

4 人材確保支援・人材育成事業<拡充> ※予算額は1～3に含む**(1) 人材確保支援**

事業所における人材確保支援のため、引き続き放課後児童健全育成事業の認知度向上を図るとともに、各事業所の求人情報の集約及び提供を行います。

(2) 人材育成研修<拡充>

職員の資質やスキルの維持・向上を図るため、必要な知識や技術の習得をテーマとした講座や、ニーズ等に応じた実務的な講座など、様々な研修を充実します。

5 プレイパーク支援事業 ※環境創造局との共管事業 3,259万円

地域主体で、公園の一部を「子どもの自由な遊び場」として活用する、プレイパークの活動を支援します。

- 実施団体数 25団体